

台灣情報誌

交流

2017年12月 *vol.921*

公益財団法人 日本台湾交流協会

Japan-Taiwan Exchange Association

習近平の新体制始動と兩岸関係の趨勢



交流

2017年12月
vol. 921

目次

CONTENTS

習近平の新体制始動と两岸関係の趨勢 …………… 1 -中国共産党第19回全国代表大会と台湾- (大磯 光範)	
演習林と珈琲の百年物語 …………… 7 (菅 大志)	
2017年第3四半期の国民所得統計及び予測 …………… 15	
2017年第3四半期の国際収支統計 …………… 23	
第二期馬英九政権下の日台関係の展開： 日台民間漁業取り決めを中心に …………… 25 (石原 忠浩)	
日本台湾交流協会事業月間報告 …………… 35	

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

●● 日本台湾交流協会について ●●

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

台湾情勢 (2017年10月～11月)

習近平の新体制始動と兩岸関係の趨勢 - 中国共産党第19回全国代表大会と台湾 -

日本台湾交流協会台北事務所専門調査員
大磯 光範

2017年秋、中国は「政治の季節」を迎えた。世界最大規模の党員数を誇る中国共産党にとり最重要の政治的式典であり、向こう5年の党の施政方針を確定する全国代表大会の開催である。1977年の第11回大会以降、5年ごとに開催される党大会は、今回で19回目を迎えた。2010年に国内総生産(GDP)において日本を凌駕し、近い将来米国に追いつく勢いを見せる新興超大国・中国最大の政治祭典の開催動向は、世界の耳目を集めた。

台湾にとり「兩岸関係」とは、自身の存在を揺るがしかねない政治上最大の変数である。故に、「対岸」の政治動向に対する台湾官民の注視は、他国のそれより更に緊密なものである。本稿では、中国共産党第19回全国代表大会(19大)の概要及び右に対する台湾側の反応より、新たな時期を迎えようとする兩岸関係の趨勢を考察するものとした。

1. 二期目を迎えた習近平体制、権力基盤を盤石化

2012年の第18回党大会において総書記に選出された習近平は、その後の執政において反汚職を大きく掲げ、党の清廉化により大衆の支持取り付けを図ると同時に、政敵を追放し、自身の権力基盤を徐々に構築してきたものと目す見方がある。5年が経過し、二期目を迎えた習近平体制の権力基盤は盤石なものとなったのか。また、習総書記を中心とする権力機構の安定は、兩岸関係に如何な



(出典：中国共産党新聞網)

る影響を及ぼすものとなるであろうか。

(1) 中央政治局常務委員

党大会最大の焦点は、中国共産党を構成する巨大な権力金字塔の頂点に位置する中央政治局常務委員7名の人事にある¹。党人事の慣例である「七上八下」(67歳以下は留任し、68歳以上は退任)に鑑みた場合、習近平、李克強を除く5名が総入れ替えとなることから、各国メディアは同人事を巡る事前予測を大きく取り上げて報じた。中国の最高権力機構の人事は当然ながら最高機密に属し、これに加え、習近平総書記の盟友且つ「反汚職の旗手」とされてきた王岐山が、上記「七上八下」の慣例を打破し留任するとの見方も拡がっていたため、事前の予測は困難を極めた。こうした中、台湾メディアにおいては国民党寄りと目されることが多い聯合報が、10月14日付の同紙面において上記7名の人事を正確に報じた。以下、7名の政治局常務委員が発表された翌26日付の聯合報は、新たに選出された5名の常務委員について概要以下のように報じている。

① 栗戦書

18期において中央弁公庁主任を務めた栗戦書は、習近平が河北省末端の現場に勤めた当時の戦友であり、常務委員入り及び序列3位に位置づけられることに議論の余地はない。

② 汪洋

中国最年少の市長及び省級幹部を勤めた汪洋は、今日の政治局委員において最も経験豊富な長

1 19大は10月18日より開催され、24日に閉幕した。翌25日に開催された中国共産党第19期中央委員会第1回会議(一中全会)において、政治局常務委員が選出された。

老となり、今般、習近平の指示の下で常務委員昇格を果たした。

③王滬寧

「政権三代のブレン」²として仕えた王滬寧は、今回の「習近平 新時代の中国の特色ある社会主義思想」の構築に心血を注ぎ、常務委員入りを果たした。

④趙楽際

中共中央組織部長からの昇格であり、王岐山の後を受け中央規律検査委員会にて「虎を叩く」ための大鉈を振るう。

⑤韓正

上海政界トップによる常務委員入りは慣例であり、江沢民－朱鎔基体制、胡錦濤－温家宝体制、習近平－李克強体制の三期にわたる政権期間を、韓正は上海政界にて経験した。

当地誌「新新聞」(No.1600)は、上記を含む第19期常務委員の特徴について、習近平、李克強を始めとする7名の常務委員はいずれも「五〇後」(1950年代生まれであり、今年60～67歳までの者)であり、彼らは文化大革命や知識青年の農村下放を経験しており、ナショナルスティックな情緒を持つ指導者であると説明する。

(2) 習の権力基盤は構築されたのか

習近平がどのような形式により盤石な実権を有するに至るかについては、19大開幕以前に台湾をはじめ各国において多数の憶測を読んだ。代表的な例として、「党主席制」の復活による習個人への権力集中が実現するといった予測がある²。今般の党大会において党主席制の復活は見送られる結果となったが、それでは上記5名の新任常務

2 党主席、即ち中国共産党中央委員会主席制度は、毛沢東が初代主席として就任した1945年から1982年の胡耀邦・党主席まで継続された。同年9月の第12回全国代表大会の党規約改正により同職務は廃止され、集団指導体制の意味合いが強い総書記制へと移行された。

委員就任が習近平の権力基盤に及ぼす影響は如何なるものであるのか。

第17回党大会時の政治局常務委員会は9名体制であったが、第18回において2名削減され7名となった。常務委員数が常に奇数で保たれているのは、偶数の場合に生じかねない意見の分裂を防ぐためであると言われる。右の体制において、自身の派閥或いはそれに近い人物をより多く常務委員入り(中国語:入常)させることが出来るか否かにより、習近平の権力基盤の構築は左右される。結果として、今般の同人事においては習と近い関係にあると見られる上記①の栗戰書及び④の趙楽際の「入常」が実現し、習を含め3/7を「習派」が占めることとなった。第18回党大会における「習派」の占有率は2/7であり(習近平及び王岐山)、更に今般の常務委員中の他の4名(李克強、汪洋、王滬寧、韓正)については、それぞれが異なる「派閥」に属す(或いは何れにも属さない)と見られていることより、政治局常務委員会における習の基盤はひとまず構築されたと見る向きが強い。また、寇健文・国立政治大学国際関係研究センター主任は、常務委員7名の人事配置から見て、習近平は既に「主席のいない主席制」を打ち立てたが、その目的は権力を打ち固めることや派閥の均衡への考慮にあるものではなく、将来の変革に対応し得る新たなチームを構築することにあると分析する(「新新聞」(No.1600))。

常務委員会の把握のみが必ずしも権力基盤の構築を意味するものではなく、その下の政治局委員、中央委員及び候補委員といった党中央の他、地方党委員会、そして権力の安定にとり極めて重要な軍を掌握する必要性に議論の余地はない。安定した基盤構築を目的とした権力闘争は、今後も引き続き展開されていくとの見方も少なくない。しかしながら、5年前の第18回党大会の際と比較し、習近平が掌握する権力が強化されたことは上記からも明らかである。より強力な中共政権の発足は、

今後の兩岸関係に如何なる影響を及ぼすものとなるであろうか。

2. 「政治報告」における兩岸関係への言及

10月初頭、米国で発表された1冊の出版物が台湾で議論の的となった。署名は『中国侵攻の脅威』（原題：The Chinese Invasion Threat）、著者は米シンクタンク「プロジェクト2049」に所属する研究員イアン・イーストン（Ian Easton）である。同論文は、中国人民解放軍による「2020年台湾侵攻説」を説くものであり、一研究者の意見ながらも、台湾の国会である立法院において議題に上がるなど、台湾内外において注目を集めた。

中国において新たな政権が発足する際に台湾において最も注視される点は、自身の生存を左右しかねない中国の対台湾政策であると見て間違いないであろう。5年に一度の中共党全国代表大会の第一日目に行われる総書記による「政治報告」は、対台湾政策を含む今後5年の各分野における施政方針の中心軸を為す極めて重要な文書である。10月18日午前10時より開始された習近平による政治報告は約3時間半もの時間が費やされ、約3万2000字が読み上げられた。董立文・中央警察大学教授は、上記は史上最長となる報告であったが、その内対台湾政策に関係する部分は僅か682文字で史上最小のものであり、台湾を巡る議題は習の優先課題ではなく、あくまで内政問題が優先されていることが示されていると紹介する（「新新聞」(No.1599)）。

(1) 硬軟兼備の言及

628文字の対台湾政策への言及において、習近平は如何なるメッセージを投げかけたのか。関連の談話は5つの段落により構成され、その内には「一つの中国」原則を体現する「92年コンセンサス」（中国語：九二共識）が4回、また、「平和」

及び「平和的統一」との言及が多数登場した。多くの台湾メディアにおいて注目された内容は、対台湾政策における「硬」と「軟」の2つの部分である。以下、「軟」よりその内容を見ていく。

兩岸同胞は運命を共にする骨肉の兄弟であり、「血は水より濃い」という家族である。我々は「兩岸は家族である」という理念を貫き通し、台湾の現行の社会制度と台湾同胞の生活様式を尊重し、大陸部の発展のチャンスを誰よりもまず台湾同胞と分かち合うことを願っている。我々は兩岸間の経済・文化面の交流と強力を拡大し、相互利益・互惠をはかり、台湾同胞の大陸部での就学・起業・就業・生活のために大陸同胞と同等な待遇を逐次提供し、台湾同胞の福祉を増進していく。我々は兩岸同胞が中華文化をともに発揚するのを促し、精神面で意気投合するのを促進していく。

以下は「硬」の言及である。

我々は国家の主権と領土保全を断固として守り、国家の分裂という歴史的悲劇が繰り返されることを断じて許さない。祖国を分裂しようとする活動には必ず全ての中国人が断固反対する。我々には「台湾独立」勢力の如何なる形の分裂活動も打ち破る断固たる意志とあふれる自信と十分な能力がある。我々は、如何なる者、如何なる組織、如何なる政党が、如何なる時に、如何なる方式によって、中国の如何なる領土を切り離すことも絶対に許さない。

(2) 台湾側の反応

上記の中国側による台湾への主張に対し、行政院大陸委員会は即日プレスリリースを発表し、「一方的かつ強引に形成された『一つの中国原則』や『一国二制度』の方針では、台湾民衆の賛同を得る上でのギャップを乗り越えることは困難であ

り、真に台湾を尊重し、台湾を理解することによってこそ、異なる立場から結節点を見出すことが出来るのだという事実を直視する」よう呼びかけた。

習近平の政治報告における台湾関連の言及では、上記のとおり、「兩岸は家族」であり、台湾現行の社会制度と生活様式の尊重に触れられるなど、融和的な言説が見られた一方、後半部分においては台湾独立に断固反対するとの厳格な意思表示が為されている。こうした硬軟を織り交ぜた表現に対する台湾社会の反応は多様化している。先述の董立文教授は、「蔡英文と習近平の間には既にコンセンサスがあり、民進党と共産党の間においても新たな方向性を見だし、将来においてより多くの相互信頼と善意が蓄積され得ることを期待する」と述べ、習の談話を肯定的に捉えている。これに対し、中国文化大学（台湾）社会科学院長の趙建民教授は、「習指導下の中国大陸は国際面において非常に強勢を以て振る舞い、その南シナ海政策や対米、日両国への態度、更には『一带一路』の強力な推進などを見る限り、台湾を例外的に処理する理由は見当たらない」と悲観的に分析する。

また、当地の代表的メディアの一社である聯合報は、政治報告が行われた翌日10月19日の紙面において、「分裂した台湾が如何に強大な中国に対抗するのか」と題した社説を掲載し、5年前の第18回党大会と比較し今日の中国を巡る情勢は大きく進展しているが、蔡政権はこの1年において「脱中国」や「反中国」に執着し、政治面でも行政院長から「自分は台湾独立を主張する者」との言説が出るなど異様な光景が広がっており、こうした台湾自らを引き裂く社会に人民は疲れ果て、強大化する中国に対応することなど不可能であると論じる。この他、10月19日付の台湾メディア各社も第19回党大会につき多くの紙面を割いて報じた。各社紙面の主な標題には以下のようなものがある。

①聯合報

- A) 「習近平：『一つの中国』認めれば対話は可能」
- B) 「兩岸が交流の新モデルを持つことは困難」
- C) 「十九大後、我が方の外交は更に困難に？」

②中国時報

- A) 「兩岸の平和的統一、台湾同胞は国民待遇を享受」
- B) 「三柔二硬、習近平の対台湾政策のトーンが定まる」
- C) 「総統府は『四つのない』を再度表明、交流の新モデル模索を呼びかけ」

③自由時報

- A) 「習近平：台湾の既存の制度、生活を尊重する」
- B) 「総統府：兩岸の指導者は融和的な政治的知恵を示すべき」
- C) 「米國務省：兩岸の建設的対話を奨励」

(3) 習近平に対する台湾世論の見方

上記台湾メディア各社による報道において、親中国メディアと見做される中国時報は、習近平の政治報告における「軟」の部分の1面において大きく報じた。また、民進党寄りかつ中国への対抗姿勢が強いと見られることが多い自由時報も、習近平の台湾への融和的な言動について報じるなど、習の言及に反発するメディア各社の報道は総じて肯定的な記事が多く、反発する内容は目立たない。10月19日付の自由時報に掲載された「台湾の『専門家』」と題する記事は、こうした状況を考察する上で興味深いものであり、以下に記事概要を紹介する。

兩岸関係の専門家たちが事前に張っていた「予防線」と比較し、習近平のトーンは実に「温和」なものであった。「統一へのタイムテーブル」や

「武力統一」といった威嚇的な表現が現れなかったばかりか、「兩岸が共に『一つの中国』に属することを認めさえすれば、双方は対話を展開することが可能であり、台湾の如何なる政党、団体であっても大陸と交流する上で障害が生じることはない」と述べたのである。また、「台湾の現行の社会制度と生活様式を尊重する」とまで示した。これは「一国二制度」の表現を言い換えたものに過ぎないが、聞き応えの悪いものではない。習の談話には新たに火薬が加えられることはなく、それに対して(台湾)国内の専門家による事前の「警告」には、専門性が不足していたと言わざるを得ない。

第19回党大会開催以前、台湾側は、中国による台湾統一を詳細に示す「統一へのタイムテーブル」や、更に強硬な「武力統一」との表現が政治報告において提起されることを予測する報道は多数にのぼった。上記の自由時報記事は、事前の過度な警戒心が本質を見誤らせたと批判する。

事前予測との「落差」を表す興味深い指標がある。当地の代表的な世論調査機関の一つである台湾民意基金会が第19回党大会閉幕後の本年11月に行った調査において、台湾民衆の習近平に対する感情指数が示された。「感情温度計」(Feeling Thermometer)との手法により習近平に対する台湾人の温度を測量したとされているところ、以下の結果が示された。³

好感あり	29.0%
何とも思わない	39.9%
反感あり	19.9%
わからない	11.1%
総体指数	51.52℃

3 質問は「国内外の政治家に対する好感を、最も好感度の低い0から好感度の高い100の数値で表すとした場合、中華人民共和国の指導者・習近平に対するあなたの感情はどの程度のものであるか」とするもの。

比較上の参考として示された馬英九・前総統に対する指数は以下のとおりである(2016年5月実施)。

好感あり	23.7%
何とも思わない	31.2%
反感あり	41.4%
わからない	4.0%
総体指数	41.64℃

同調査は、台湾人は習近平に対し基本的に無感情であるものの、特別な反感意識や好感があるというわけでもなく、しかしながら「好感あり」が「反感あり」を10ポイント上回っている結果から見て、習近平に対する台湾人の感情は多少良いとすべきであろうと結んでいる。第19回党大会終了後に実施された調査ということもあり、習近平の対台湾言及に対する厳しい事前予測と実際との「差」が、却って台湾人の習への感情を好転させたとの見方も存在する。

3. 「19大」後の兩岸関係の趨勢

党大会での政治報告において、台湾に関する習近平の言及が事前に予測されたものより一定程度「温和」なものであり、台湾社会が右に対してある程度楽観視している向きがあることは前述のとおりである。しかし、「平和的」との表現を冠しながらも「統一」について度々言及し、台湾独立に対しては厳しく対応するとの姿勢を明言している点からも、中国と一定の距離を置こうとする民進党政権にとり、その兩岸政策が今後必ずしも安定的に推移するということを意味するものではない。

蔡英文政権発足後の1年7ヶ月の期間において、台湾と国交を有する2カ国が断交という決断を下したことなど、台湾外交は厳しい現実と直面しており、国際社会における中国側からの圧力の手は依然緩められていない。台湾内部においても国交

国消失に対する危機感は軽減しておらず、第三国を舞台とする兩岸関係は、台湾側にとり予断を許さない状況にある。

(1) 国台弁主任人事を巡る動向

政治局常務委員を除く中国共産党政権の人事において、台湾で特に注目されるポストは、中国の対台湾政策の執行責任者である国務院台湾事務弁公室主任職である。10月11日、第19回党大会開幕に先立ち実施された中



(出典：国務院台湾事務弁公室)

共第18期中央委員会第7回全体会議（七中全会）初日において、劉結一・前中国駐国連代表部大使が国台弁副主任に就任した。現在の張志軍・国台弁主任退任後の後任者と目される劉の副主任就任は、多数の台湾メディアにより大きく報じられた。

劉結一は1957年に北京にて出生し、北京外国語学院（現・北京外国語大学）を卒業後、外交キャリアを歩み始めた。張志軍主任同様、中共中央対外連絡部を出身母体とする。実父も外交官であり、妻は外交部の同僚である章啓月・中国駐ニューヨーク総領事。その父である岳父・章曙は中国駐日本大使も務めた元上司であった。劉自身は外交部国際司（局）、北米・大洋州司司長等、外交系統での30年にわたるキャリアを積み、本年10月に4年間の中国駐国連代表部特命全権大使の職を退任した。10月12日付の当地紙・旺報は、劉について概要以下のように報じる。

外部にあまり知られていないことは、第18回党大会以前、劉結一は外交部長や駐日大使の候補との話が流布されたことである。劉は台湾独立派が最も頼りとする日米両国の何れへの対応も可能であり、国際路線を歩むという台湾独立勢力の幻

想を封殺するに足る力量を有する。

(2) 兩岸の外交再戦？

前出の旺報は、国立政治大学東亜研究所所長の王信賢教授の劉結一への見方を以下のように紹介し報じる。国連代表部の他、外交部国際司や北米・大洋州司といった台湾との関係が深い部門を練り歩いた劉のキャリアは台湾にとり「一大事」であり、中国の台湾に対する考慮は実に徹底している。

この他、戴秉国・前国務委員の全国台湾研究学会会長への就任、楊明傑・前中国現代国際関係研究院副院長の中国社会科学院台湾研究所所長就任など、豊かな国際経験や研究歴を有する人物の相次ぐ台湾関連部門への就任に対し、台湾内部では、一連の動向は中国による台湾の国際空間「圧殺」への一手であるとの警戒感が存在する。

こうした状況下、11月23日付の聯合報は、台湾と国交を有するバチカン及びパラオへの団体旅行者数を中国当局が縮小させる傾向にあると報じた。右報道は、「この『禁止令』は第19回党大会後に発せられたものであり、台湾の国交国奪取へ向けた北京当局の新たな消耗戦であるかについて観察に値するものである」と紹介する。また、今般の「禁止令」は、習近平の政治報告中の兩岸関係への言及は厳しいものではなく、台湾に対する善意の表明であると読み取った専門家の足を大いに踏み外させる結果となったと指摘した。

5年に一度の政治祭典である第19回党大会が閉幕し、中国共産党中枢をはじめとする顔ぶれが世に問われた。今後、来年3月の開催が予定される全国人民代表大会及び全国政治協商会議（两会）までの期間において、上述の劉結一を含む政府人事が徐々に確定され、第二期を迎えた習近平の新体制が本格的に始動することとなる。これに伴い、兩岸関係が如何なる趨勢を辿ることとなるか、予断を許さない状況にある。

演習林と珈琲の百年物語



菅 大志（大志農園代表・北海道大学農学博士）

はじめに

「演習林」と埔里人が呼ぶ場所がある。ここは台湾の地理中心、南投縣埔里の街中にある緑地で、今も昔も変わらず埔里人の憩いの場となっている。演習林内には遊歩道があり、愛犬が私を散歩に連れて行ってくれる。

ここに歴史を感じさせる木造の小さな建物がある。看板をみると、日本統治時代の政府指定歴史建物のようだ。よく見ると、屋根は瓦葺きではなく、金属板が菱型に葺かれている。

なぜか私は、この屋根を見上げていると北海道を思い出すのだ。そのため、この建物が、いつ誰が何の目的で作られたものなのか不思議に感じたが、建物の中には誰もおらず何もわからなかった。

この時はまだ、この演習林が百年前から北海道とつながっているとは夢にも思わなかった。



演習林の石碑

埔里珈琲大使の黄義永先生

埔里を第二の故郷としている日本人は、台湾中を東西南北回って、最後に中心の埔里にたどりついた人が多い。埔里は、気候がよく、長閑で、親日的だからだろうか。

その親日の一人で日本統治時代の埔里に生まれ育った埔里を代表する画家黄義永先生がいる。この方は演習林に近い南光小学校の教師を長年務めた地元の名士であり、故郷埔里の珈琲大使でもある。美しい日本語を話す黄先生の元に、自然と埔里の日本人が集うようになった。私もその中の一人であり、黄先生に演習林について伺うことにした。

すると演習林は近所の遊び場だったようで、「コーヒーの赤い実を食べて、種を飛ばして遊んだ。」「演習林のコーヒーの木が、恵蓀や古坑へ運ばれて行った。」と幼い頃の思い出を懐かしそうに語ってくださった。

私はそれまでコーヒーに関心がなかったが、恵蓀や古坑の名前は聞いたことがあった。恵蓀といえばコーヒーで有名な中興大学の恵蓀林場であるが、実はこの埔里の演習林も中興大学の所有であった。

また、古坑といえば「台湾珈琲の故郷」として名高い。確かに埔里から古坑は距離的に近いので、黄先生の話のように種子や苗木が運ばれたとしても不思議は無い。まさか、演習林は「台湾珈琲の故郷」の故郷なのか？私は強い好奇心を抱いた。



黄義永先生

林耀堂先生と演習林のコーヒーの木

早速演習林に戻り、日本統治時代に植えられたコーヒーの木を探すことにした。その当時に植えられたのなら樹齢70年以上の古木だ。この古木を見つければ、演習林のコーヒーの歴史を証明する証拠になるはずだ。そう思って探し始めたのである。ところが、隅から隅までどこをどんなに探しても、そんな古木は一つも見つからなかった……。「黄先生の記憶違いとは思えない。きっと何らかの理由で切られてしまったのだろう。」そんなことを考えながら呆然としていた。

そんな私の目の前に一匹のリスが現れた。今では、埔里の街中では見ることが出来なくなったりリスだが、この演習林にはまだ残っている。この演習林がこのリスたちにとっては最後の故郷なのだ。このリスは演習林の木から木へ移動しており、地面にも下りてくる。太い尻尾を立てているそのリスを目で追っていると、私を導くかのように古民家の方へ走っていった。

この古民家はまるで演習林と一体化しているように建っており、演習林の建物と同様にとても歴史を感じさせる。私はこの古民家の住人なら、コーヒーの木について何か知っているかもしれない。会ってお話を伺いたいと思うようになっていった。

そんな時、演習林から程近い私の妻の店にやってきた家族があった。この家族の父親が、あの演習林と一体化した古民家の持ち主の林耀堂先生で

あった。林先生は黄義永先生の教え子であり、埔里で生まれ育ち、台北の大学で美術を教えている有名な画家だ。休暇を利用して故郷埔里に帰ってきたのである。林先生の家は演習林と一体化しているため、当然演習林を庭のように遊んで育ったようだ。

そこで、コーヒーの木についてお伺いすると、「熱帯植物が沢山植えてあり、コーヒーの木もあった。」「コーヒーの赤い実を食べて、種を飛ばして遊んだ。」と、はっきり覚えていた。そこで、演習林のどの場所にコーヒーの木が植えてあったのか案内していただいた。その場所は、演習林の南側の境界付近で、その境界に沿うように列状に植えられていたようである。



林耀堂先生

しかし、とても残念なことに、当時コーヒーの木が植えてあった場所は、その後の南安路の道路拡張工事によって消滅してしまったのだ。私がどんなに探してもコーヒーの古木が見つからないのも当然である。

埔里歴史研究家の陳義方先生

演習林の歴史を証明するコーヒーの古木がなくなっていることに失望していた私に、希望を与えてくれる人が現れた。

その人こそ、埔里に生まれ育ち、埔里図書館で故郷埔里の歴史を研究している陳義方先生である。陳先生は黄義永先生の南光小学校の教え子であり、再度林耀堂先生の古民家へお邪魔した時、



日本統治時代の演習林事務所

林先生の隣に陳先生が座っていたのである。陳先生は、私が演習林の歴史を調べていることを知っていて、わざわざ林先生の古民家まで来てくださったのである。陳先生は埔里の歴史を長年研究しているだけあって、演習林の歴史についてもお存知のようだった。そこで、早速、演習林の歴史についてご教示いただくことにした。



陳義方先生

北海道帝國大学農学部附属台湾演習林

台湾には模範林場と呼ばれたものが4つあり、それらは日本統治時代は帝國大学演習林だった。第一模範林場は東京大学（溪頭）、第二模範林場は京都大学（扇平）、第三模範林場は北海道大学（恵蓀）、第四模範林場は九州大学（石碇）である。

南投縣では東京大学が竹山郡鹿谷庄及新高郡蕃地（現在の溪頭）に演習林を、その事務所を林杞埔支廳竹山街（現在の竹山鎮）に作った。そして北海道大学が能高郡埔里社支庁管内蕃地（現在の仁愛郷恵蓀）に演習林を、その事務所を能高郡埔里社水頭（現在の埔里隆生路）につくったのであった。埔里の演習林は正式名称が北海道帝國大学農学部附属台湾演習林派出所で、ここに事務所や学生宿舎などを整備し主任（演習林長）を常駐させた。

私は仰天した。散歩に通っている埔里の演習林は、母校の演習林だったのだ。偶然にも北海道大

学農学部は私が学んだところであり、在学中は演習林に通ったものである。日本統治時代はここが北海道大学演習林であり、私と同じように北海道で学び、埔里へ渡ってきた先輩たちがいたなんて……。私は不思議な縁を感じずにはいられなかった。

北海道大学と台湾とのつながり

現在の台湾では北海道大学はほとんど無名だが、日本統治時代は様子が異なる。台湾総督府は、「農業は台湾、工業は日本」を旗印とした農業政策を実行していたため、農学を学んだ北海道大学卒業生を重用していたからだ。

北海道大学（札幌農学校）は1876年に開校した日本初の高等農業教育機関であり、日本統治50年の間、極めて多くの卒業生を台湾に送り続けてきた。

特記すべきは、台湾総督府が最重視した、糖業と蓬莱米生産において、台湾糖業の父と呼ばれる新渡戸稲造、蓬莱米の父と呼ばれる磯栄吉が卒業生であることだ。

また、埔里人には馴染みのある台湾紅茶の故郷として知られる日月潭の紅茶試験所では、新井耕吉郎所長を含め、歴代所長全て北海道大学の卒業生であることもたんなる偶然ではない。



紅茶試験所内の新井耕吉郎の銅像



紅茶試験所の石碑「台湾紅茶の故郷」

埔里演習林百周年

この北海道大学が埔里に演習林を開設した記録が埔里図書館にも残っていた。その日付は、1917年8月15日。つまり今年2017年が埔里演習林百周年なのだ。終戦記念日と同じ8月15日なので、日本統治時代が28年、台湾光復後が72年で計百年。無事に百周年を迎えることができたのは、埔里の人々、中興大学の人々のおかげだ。このことに埔里の日本人として、母校の一人として、心から感謝申し上げたい。

菱葺屋根の政府指定歴史建物

日本統治時代に作られた木造建築は、今や老朽化や火災によってほとんど残っていない。実際、同じ境遇で建てられた東京大学、京都大学、九州大学の演習林事務所も今はもうない。一方、北海道大学の演習林事務所は埔里の人々に見守られ、2002年には、政府指定歴史建物に指定されている。

冒頭で述べた屋根は菱葺屋根という明治・大正時代（1868 - 1926年）に西洋人設計士に愛用されたデザインである。この菱葺屋根は、菱形の金属板を一枚ずつ下から上へ重ねていくため、陶器製の本瓦に比べ、軽量で雪に強い。さらに、銅板を用いた菱葺きの場合、百年以上の耐用年数があ

るそうだ。

演習林事務所の菱葺屋根は、緑青色の色合いから判断すると、銅板のようである。もしかしたらこの木造建築が百年の時を超え、風雨に耐えてこられたのは、この銅板の菱葺屋根のおかげかもしれない。

菱葺屋根と北海道とのつながり

開拓期の北海道では、雪に強い構造をもつ菱葺屋根が重宝された。当初は西洋人設計士が愛用したため、洋風建築に多かったが、次第に日本建築の神社仏閣や小さな物置に至るまで北海道の様々な建物で採用されていったようである。

しかし、菱葺屋根は、その菱形の金属板を一枚ずつ重ねていく工法から、職人の高度な技術を必要とし、手間隙がかかるため、現在の北海道では新しい菱葺屋根はほとんど見られなくなってしまった。

ところが、この菱葺屋根が、今でも普通に見られる場所がある。それが、北海道大学と北海道開拓の村である。北海道大学には今でも明治・大正時代に建てられた多くの文化財が残っているし、北海道開拓の村では開拓当時の建造物が移設されているからだ。



時計台の菱葺屋根

例えば、北海道大学発祥の地にある重要文化財の時計台（1878年）、北海道大学植物園にある重

要文化財の博物館本館（1882年）、開拓の村にある北海道大学の学生寮（1905年）、北海道大学にある有形文化財の古河講堂（1909年）に菱葺屋根が使われている。



古河講堂の菱葺屋根

特に、この古河講堂は北海道大学では一際目立つ白亜の建築で、当時は林学教室として使われており、埔里の演習林の人々はここで林学を学んでいたのがあった。

何故、北海道から遠く離れた台湾の演習林に、そんな菱葺屋根があるのか、これで謎が解けた。

日本統治時代の台湾でも、洋風建築で菱葺屋根は用いられることはあったが、日本建築には陶器製の本瓦が基本であり、金属の菱葺は不釣合いだ。

ところが、この演習林事務所は、小さな木造平屋の純日本建築にも関わらず、菱葺屋根なのだ。この菱葺屋根へのこだわりは、北海道から百年前に来た先輩達によるものに違いない。先輩達は、雪のない埔里にも、北海道で慣れ親しんだ菱葺屋根を使うことで、この建物に北海道らしさを求めたのだろう。つまり、この菱葺屋根こそが、この演習林と北海道を百年前からつなぐ動かぬ証拠なのだ。そして、私と同様、百年前の先輩たちもこの菱葺屋根を見上げて、遙かかなたの故郷北海道に思いを馳せたに違いない。



演習林事務所の菱葺屋根 (2017年8月15日撮)
丁度百周年にあたるこの年に埔里にいる私は、母校への恩返しとして、百年間見守ってくれた埔里の人々への恩返しとして、この演習林を守り伝えなければならない。こうした使命感が芽生えた。そのためには、まず、この演習林に関する歴史を調べなければならない。こう考えるようになっていった。そこで、私はこの演習林とコーヒーの歴史を調査すべく、台湾に残されている北大演習林とコーヒーに関連する史料収集を開始するとともに、北海道大学演習林にも同様の調査依頼の連絡を入れた。

演習林のコーヒーの木を 1931 年の新聞で発見

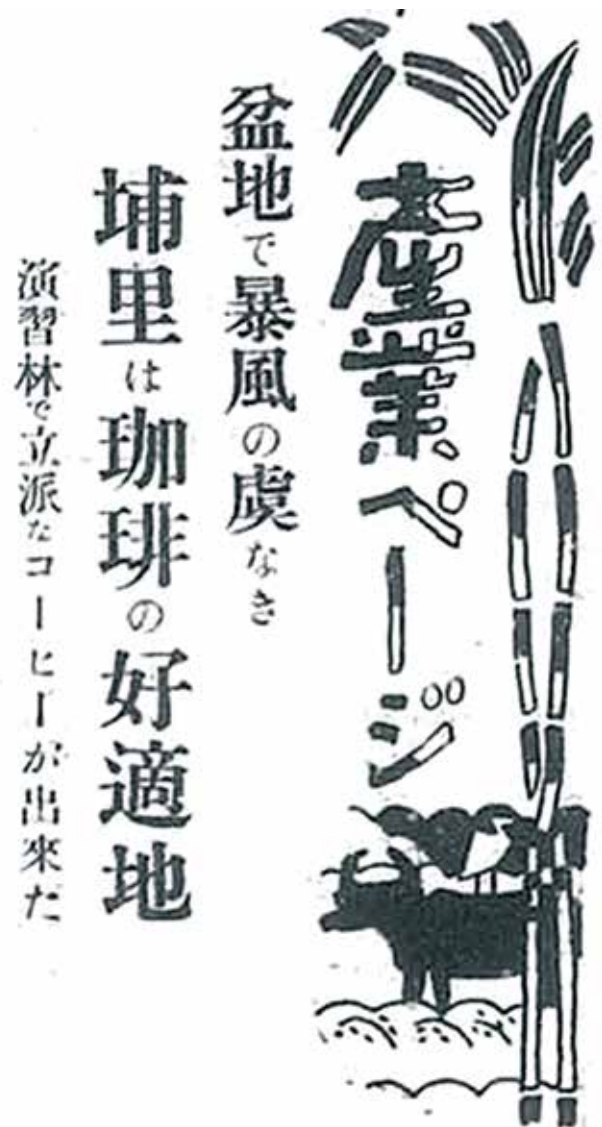
北海道大学演習林で初めてコーヒーが植えられたのは 1936 年としている。一方、陳義方先生からも、埔里演習林にコーヒーの記録があることを教えて頂いた。その発表年に驚いた。1931 年である。1936 年の記録よりも 5 年も古い。

しかし残念なことにこの記録がある 1931 年の新聞記事は埔里の図書館にも無く、手に入れるのには時間がかかりそうであった。

また、北海道大学演習林からも返答があったが、北海道大学演習林には、終戦引き上げの際台湾から持ち帰った史料は無きに等しく、1931 年の新聞記事については、その存在すら知らなかった。

後日、台湾大学を通じてようやくこの新聞記事

を手に入れることが出来、二千五百字に及ぶ内容を読んでその精緻さに驚愕した。解説は蛇足と思われるので、以下重要と思われる部分を引用する。



1931年12月14日台湾日日新報 産業ページ
盆地で暴風の虞なき 埔里は珈琲の好適地
演習林で立派なコーヒーが出来た

埔里街における北海道帝國大學農學部附屬演習林には四十株程の珈琲園あり、頃來枝もたわわにルビー宛らの實が稔つてゐたが同演習林主任笹尾修道氏はその實を採取し碎いて試みに粉末のコーヒーを製造してみたところ巷間販賣されてゐる輸入コーヒーに匹敵し優るとも劣らぬ優良品を得た、試みに街内有志の人々に提供してみたところ

その香りといひ、コーヒー獨得の刺激ある苦味といひ、舌觸り得も云えず、咽喉を通過するときの柔く快い味形容を絶し、何れも絶大の讃辭を浴せた

同演習林のコーヒーは樹齡七、八年で殆ど手入れをしたこともなく毎年多量に結實してゐたがコーヒー製法不明の為本年まで見られなかつたが前記の様な優良コーヒーが製出された為俄に熱度が上つて來た埔里街では各家庭の一隅にコーヒーが繁殖してゐるのはざらに見る處で合せて凡そ五百本もあらうとみられる紅黒ルビー色の光澤ある檜の實大の實が鈴生りに熟れても製法を知らない為放任されてゐる

演習林に初めてコーヒーが植えられたのはいつか

この1931年の新聞記事をもとに、演習林で最初にコーヒーが植えられた時期を推測してみたい。コーヒーの木は演習林開設当初には有用樹種として扱われていなかったために、記録には残っていない。

そのため40本もの苗木を別の場所から苦労して運んで植えたとは考えにくい。つまり、この40本のコーヒーの木は、種子から育てられたと考えられる。40本のコーヒーの木の樹齡は7.8年とあることから、種子が植えられたのは、1923年か1924年だ。

それではこの種子はどこから來たのだろうか。林耀堂先生や他の老人の証言からもこの演習林内には様々な熱帯植物が植えられていたことがわかっているが、この中にこの40本のコーヒーの木の母樹があったに違いない。コーヒーの木は埔里では通常4年で開花結実し、その実が落下すると、条件さえ良ければ発芽してくる。したがって母樹が植えられたのは、1919、1920年だろう。このように演習林のコーヒーは演習林同様、ほぼ百年の歴史があると推測できる。

「台湾珈琲の故郷」埔里演習林

先に述べたように、古坑は「台湾珈琲の故郷」として名高い。今のところ、演習林のコーヒーの木が古坑に運ばれたことを証明する史料は見つかっていない。しかし、このことが事実ならば、古坑よりも演習林のほうがコーヒーを植えたのが古いはずだ。

古坑珈琲は、1934年に荷苞山で珈琲栽培を開始している。一方、演習林はこれまで1936年としてきたが、今回の1931年の新聞記事の発見により、古坑よりも演習林のほうが古いことが判明した。

また、日本統治時代に台湾総督府主導で始められた試験所での試験的コーヒー栽培は、昭和初期の1928年に嘉義農事試験所支所が企業的計画の有望なるを発表。

これを機に、民間会社での本格的コーヒー栽培が開始された。現在「台湾珈琲の故郷」として名高い古坑はこの一つで、1934年三菱製紙會社之圖南産業合資會社が古坑荷苞山で栽培を開始している。

他には1932年住田物産の國田正二が花蓮瑞穂舞鶴、1934年木村珈琲店の柴田文次が台東東河泰源でそれぞれ珈琲栽培を開始している。通常、「○○の故郷」を宣言しようとする、いつそれが始まったのかという開始年が重視されるようだが、開始年をこれらと比較しても、1931年の演習林の記録の方が古い。

さらに、この1931年の演習林の優良コーヒーの製出、すなわちコーヒー栽培・精製成功が、埔里の周辺地域に広がった事実も見逃せない。当時の各州庁別コーヒー栽培状況を読み取ると、1929年時点では、台中州（台中市、彰化縣、南投縣）にはこの演習林の記録しかなく、台湾中部地区では、埔里演習林が珈琲の発祥の地と言える。

この埔里演習林の珈琲が、まず同演習林の恵蔭に伝わったと考えられる記録がある。次に埔里演

習林と恵孫に隣接する国姓や魚池に伝わっていったことは間違いない。このことは國姓や魚池の古くからの珈琲農家が、ここから種子や苗を得ていると証言しているからだ。このようにして珈琲栽培が水沙連全域に広がっていったのだ。そして、今や国姓や魚池の珈琲栽培は、町をあげての一大産業になっており、台湾中の注目を集めているのである。

歴史に、もしはないが、1931年の埔里演習林でのコーヒー栽培・精製成功がなければ、現在の恵孫、國姓、魚池の珈琲は無かったとも言える。他の東京大、京都大、九州大の大学演習林は珈琲栽培の記録が無いことから考えても、この北海道大演習林でのコーヒー栽培・精製成功は大きな第一歩だった。そしてこの第一歩が、恵孫、國姓、魚池へと進んでいったのだ。

これらのことより、埔里演習林は「台湾珈琲の故郷」の一つと言えるだろう。

終わりに

「演習林」と埔里人が呼ぶ場所がある。ここは菱葺屋根の政府指定歴史建物があり、「台湾珈琲の故郷」でもあり、埔里人に百年間見守られてきた埔里の宝である。

日本統治時代、前記の4大学が台湾各地で演習林を設置したが、現在でも日本統治時代と同じように演習林と呼んでいるのは埔里だけである。したがって、いかにこの演習林と埔里人がこの百年間密接な関係にあったかが容易に想像できる。だからこそ、この菱葺屋根の事務所も埔里の人々によって百年間見守られてきたに違いない。

台湾における演習林創設の条件は日本本土とは異なり、地域社会・住民との円滑な関係維持が求められていた。埔里の演習林の場合、演習林が街中にあったため、特にこの概念が遵守されたのだ

ろう。

この新聞記事によると、「街内有志の人々に提供」、「實が鈴生りに熟れても製法を知らない」とある。おそらくこの演習林主任の笹尾修道先生がコーヒーの精製を知らない埔里の人々を12月に演習林に集めて、この事務所で粉末のコーヒーを作り、みんなに振舞ったのだろう。この街内有志には、演習林の近所に住んでいた黄先生や林先生、陳先生の親御さんもいらっしやったのかも知れない。

こうして毎年12月になると、台湾人日本人を問わず、事務所に集まり、みんなで楽しくコーヒーを味わったのだろう。そして子供達は、黄先生や林先生のようにコーヒーの赤い実を味わい、種を飛ばして遊んだことだろう。

しかしながら、このときみんなで味わった百年前に植えられたコーヒーは既がない。だから、この百周年を記念し、埔里の宝、演習林を守るためにもう一度埔里のみんなで演習林にコーヒーを植えたいと思う。そしてまた演習林で「台湾珈琲の故郷」を復活させ、当時と同じように、この演習林で出来たコーヒーを埔里のみんなで味わいたい。そのコーヒーは、きっと演習林百年の歴史の味がするに違いない。



演習林事務所（2017年8月15日撮）

2017年第3四半期の国民所得統計及び予測

2017年11月24日 主計総処発表

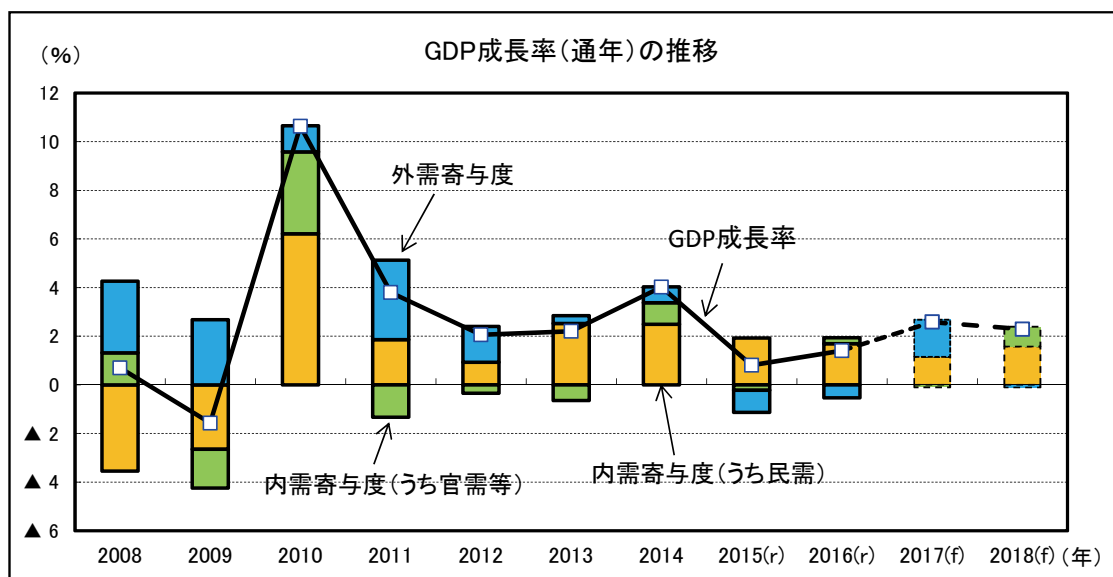
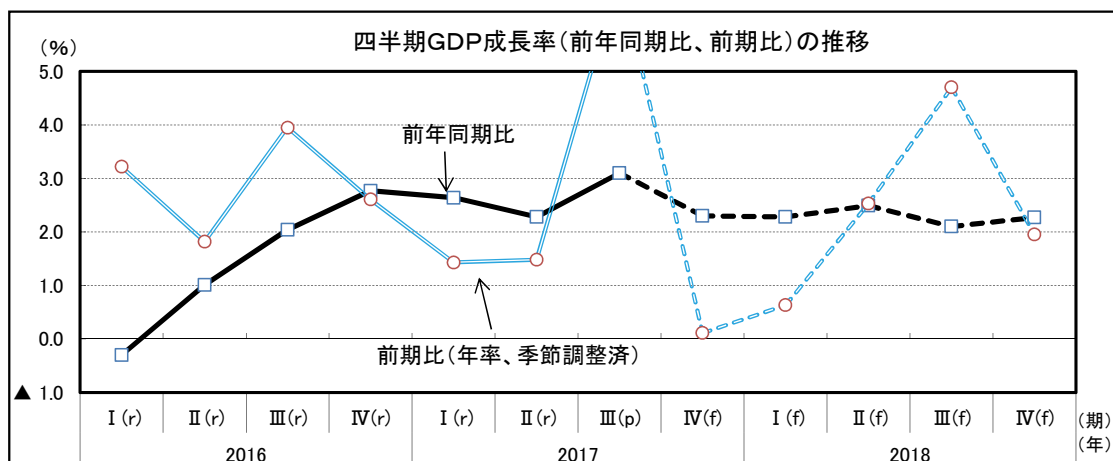
I 概要

行政院主計総処は11月24日、2015年第1四半期から2017年第2四半期の国民所得統計の修正、2017年第3四半期の国民所得統計の速報値、2017年第4四半期及び2018年の経済見通し等を発表した。概要は以下のとおり。

- 一、2015年及び2016年の経済成長率は、最新の資料により、それぞれ+0.81%（修正前+0.72%）、+1.41%（修正前+1.48%）に修正。
- 二、2017年第1、2四半期の経済成長率（yoy）

は+2.64%（修正前+2.66%）、+2.28%（修正前+2.13%）に修正。

- 三、2017年第3四半期の経済成長率（速報値）は+3.10%、8月時点の予測値+1.89%から1.21%ポイントの上方修正となった。第4四半期の経済成長率は+2.30%（8月時点の予測値から0.50%ポイントの上方修正）。2017年通年では+2.58%（0.47%ポイントの上方修正）となる見込み。一人当たりGDPは2万4,269米ドル、消費者物価（CPI）は+0.62%となる見込み。



四、2018年の経済成長率の予測は+2.29%となり、8月時点の予測値である+2.27%から0.02%ポイントの上方修正となる。一人当たりGDPは2万5,119米ドル、CPIは+0.96%となる見通し。

II 国民所得統計及び予測

一、2015年及び2016年の経済成長率の修正

国民所得統計は毎年11月に各種の最新調査及び関連資料に基づいて前2年間の統計を修正する。2015年及び2016年の経済成長率はそれぞれ+0.81%及び+1.41%で元の数値から、それぞれ0.09%ポイントの上方修正、0.07%ポイントの下方修正となった。

(一) 今回の修正は、最新の製造業投資及び運営概況、営利事業所得税の申告データ、税関統計、中央銀行の国際収支、国民の旅行状況、教育消費支出調査、家庭収支調査など、各項目の調査及び公務統計の最新資料、上場・店頭会社の財務諸表、公営事業及び各級政府の最新の決算書などの関連資料に基づき、2015年及び2016年の各四半期の統計を検討・修正した。

(二) 修正後の2015年の経済成長率は+0.81%となり、修正前の数値の+0.72%から0.09%ポイントの上方修正となり、名目GDPは16兆7,707億元(117億元の上方修正、上昇率は+0.07%)に修正した。2016年の経済成長率は+1.41%と修正前の数値の+1.48%から0.07%ポイントの下方修正となり、名目GDPは17兆1,521億元(334億元の上方修正、上昇率は+0.20%)に修正した。

二、2017年第3四半期の経済成長率速報値、及び、第1、2四半期の修正

2017年第3四半期速報値における実質GDPの前年同期比成長率(yoy)は+3.10%、季節調整後の前期比成長率(saqr)は+1.67%、同

年率換算値(saar)は+6.84%となった。第1、2四半期のyoyはそれぞれ+2.64%、+2.28%に、saarはそれぞれ+1.43%、+1.48%に修正された。

(一) 2017年第3四半期

1、外需面について

(1) 世界経済の回復のペースが加速し、季節効果によって各項目の消費性電子製品への需要が強まり、また、昨年の台風の影響或いは中秋節の連休による基準値の低さを受けて、第3四半期の輸出(米ドルベース)は前年同期比+17.49%の大幅増(台湾元ベースでは+11.71%)となった。このうち、最大のウェイトを占める電子部品業は+14.99%と引き続き増加したほか、その他産業においても多くは二桁の成長となった。サービス輸出は、三角貿易(台湾が受注、中国に出荷)による純利益の増加、外国人観光客の増加などにより、プラス成長に転じた。商品を計上し、物価要因を控除した商品及びサービスの実質輸出の成長は+11.70%となった(8月時点の予測値は+4.43%)。

(2) 輸入については、資本設備の輸入が減少したものの、輸出増に伴う需要拡大、農工原材料価格の持続的な上昇を受けて、第3四半期の商品輸入(米ドルベース)は+11.41%(台湾元ベースは+5.92%)となり、また、サービス輸入を計上し、物価要因を控除した商品及びサービスの実質輸入の成長は+6.94%となった(8月時点の予測値は+3.57%)。

(3) 輸出と輸入を相殺した外需全体の経済成長率に対する寄与度は+3.82ポイントとなった。

2、内需面について

(1) 第3四半期は、自動車の新プレートの登録数が+7.89%となり、石油商品の売上も増加したことから、小売業全体の売上額は+1.98%となった。また、主要なサービス消費のうち、飲食レストラン業の売上額が+2.66%、株式取引高の大幅増(+57.32%)を受けた金融サービス消費の活況、出国者数(+4.31%)の増加が海外購買支出の増加を押し上げ、その他の各指標と合わせた結果、第3四半期の実質民間消費成長率の速報値は+2.69%(8月時点の予測値+1.74%)となり、経済成長率全体への寄与度は+1.40%ポイントとなった。実質の政府消費は+0.83%(8月時点の予測値+0.30%)となり、経済成長率全体への寄与度は+0.12ポイントとなった。

(2) 民間投資は、国内半導体業者の資本支出が緩やかに減少したことで、資本設備輸入は台湾元ベースで▲13.34%となったものの、航空業者による航空機購入が運輸工具投資の増加をもたらし、また、建設工程投資も回復したことから、民間固定投資の実質成長は▲5.18%となった。政府投資の実質成長率は+6.04%、公営事業投資は▲3.28%、実質在庫調整(692億円の減少)を合わせた第3四半期の実質資本形成全体は前年同期比▲10.41%(8月時点の予測値+0.22%)、経済成長率全体への寄与度は+2.25ポイントとなった。

(3) 以上の各項目を合わせた結果、第3四半期の内需全体の経済成長率は▲0.82%、経済成長率全体への寄与度は+0.72ポイントとなった。

3、生産面について

(1) 農水産品は、去年の台風の襲来により、

基準値が低かったことから、第3四半期の農業の実質成長率(速報値)は+4.15%となり、経済成長率への寄与度は+0.02ポイントとなった。

(2) 工業生産は+4.06%の成長となった。このうち、モバイル新装置の発売、関連電子部品業の生産の活況、パネルへの需要増加、電子产品及び自動化など生産設備の増産を受けて、第3四半期の製造業生産指数は+3.84%の成長となり、また、三角貿易の収益などを合わせた製造業の実質成長率は+4.47%となり、経済成長率への寄与度は+1.45ポイントとなった。電力及び燃料業は生産活動の増加に伴う電力需要の増加により、台湾電力の電力販売量が+1.56%となったことから、第3四半期の電力及び燃料業の実質成長率は+1.99%となり、経済成長率への寄与度は+0.03ポイントとなった。

(3) サービス業については、卸売業売上額は対外貿易の力強い増加により、第3四半期の売上額は前年同期比+5.85%となった。小売業(同+1.98%)の売上額と合わせた卸売・小売業全体の実質成長率(速報値)は+4.46%となり、経済成長率への寄与度は+0.67ポイントとなった。製造業の景気回復に伴い、第3四半期の貨物運輸への需要が増加し、自動車及び航空による貨物運搬量はそれぞれ+6.30%、+8.74%となり、その他客運、貨物運搬を合わせた運輸倉庫業の実質成長率は同+6.01%となり、経済成長率への寄与度は+0.18ポイントとなった。金融保険業の利息収入純額は+4.38%、手数料収入は+2.38%となり、また、生保保険収入は+8.46%となり、その他保険サービス及び投資信託の手数料などと合わせた第3四

半期の金融・保険の実質成長率は+ 5.15%、経済成長率への寄与度は+ 0.34ポイントとなった。

(二) 2017年第1・2四半期は各項目の主要指標に基づいて修正を行った結果、前年同期比成長率(yoy)はそれぞれ+ 2.64%、+ 2.28%、2017年上半期の経済成長率は+ 2.46%となった。第3四半期と合わせた1～3四半期の経済成長率+ 2.68%となった。

三、2017年第4四半期及び2018年の経済展望

(一) 国際経済情勢

1. IHSグローバルインサイトの11月の最新の世界経済展望に関する資料によると、世界の景気が堅調に拡大し、2017年の世界経済の成長率は+ 3.2% (8月の予測値から+ 0.1%ポイントの上方修正)、2018年の成長率は引き続き成長力を維持し、+ 3.2% (修正なし) となる見通しである。このうち、2017年及び2018年の先進国経済の成長率はともに+ 2.2% (+ 0.1%ポイントの上方修正、及び、修正なし) の成長となる見通しであり、新興経済国は2017年が+ 4.7% (修正なし)、及び、2018年が+ 4.9% (修正なし) となる見通しである。

2. 米国経済は、第3四半期において、大型ハリケーンが連続して襲来したものの、経済の安定成長の基調に影響はなく、労働市場の持続的な改善及び賃金引き上げによって災害後の民間消費が回復し、企業投資も積極的となってきたことから、2017年の経済成長率は前年同期比+ 2.2% (0.1%ポイントの上方修正) となる見込み。2018年の成長率は+ 2.5% (0.2%ポイント下方修正) と引き続き安定した成長を維持する見通しである。

3. ユーロ圏経済の拡大が加速している中、欧州中銀は引き続き金融緩和政策を採り、失業率が明確に改善したことなどは企業及び消費者のマインドの維持にプラスとなることから、2017年及び2018年のEU諸国の経済成長率はそれぞれ+ 2.4%、+ 2.0% (それぞれ0.3%ポイント、0.1%ポイントの上方修正) となり、うちイギリスは+ 1.5%、+ 1.1% (両者とも0.1%ポイントの上方修正)、ドイツは2017年、2018年ともに+ 2.6% (それぞれ0.6%ポイント、0.5%ポイントの上方修正) となる見通しである。

4. 中国大陸は経済構造の調整、生産過剰の淘汰、不動産市場の引き締め、金融監督管理の強化などが継続し、経済成長の伸びが頭打ちとなることから、2017年の経済成長率は+ 6.8% (8月時点から変化なし) となり、2018年は+ 6.5% (8月時点から変化なし) となる見通し。また、2017年における韓国の成長率は+ 3.2% (0.3%ポイントの上方修正)、香港は+ 3.6% (0.5%ポイントの上方修正)、シンガポールは+ 2.9% (0.4%ポイント上方修正)、日本は+ 1.6% (0.2%ポイントの上方修正) で、2018年における韓国の成長率は+ 3.1% (0.1%ポイントの上方修正)、香港は+ 2.7% (0.3%ポイントの上方修正)、シンガポールは+ 2.5% (0.1%ポイント上方修正)、日本は+ 1.1% (0.1%ポイントの上方修正) となる見通し。

(二) 2017年第4四半期及び2018年の国内経済予測

2017年第4四半期のGDPの前年同期比成長率(yoy)の予測値は+ 2.30% (8月時点の予測値から0.50%ポイントの上方修正)、1-3四半期と合わせた2017年通年の経済成長率は+ 2.58%と、8月時点の予測

値から 0.47%ポイントの上方修正となる見込み。2018 年経済成長率は + 2.29%と、8 月時点の予測値から 0.02%ポイントの上方修正となる見通しである。

1. 対外貿易

(1) 本年第 4 四半期は、世界景気の堅調な回復に伴って需要が増加し、国際農工原料価格の持続的な上昇によって貿易の成長が維持されるものの、昨年の基準値が若干低かったため、輸出の増加幅は緩やかとなる見込み。第 3 四半期の米ドルベースの輸出（税関ベース）は + 6.60%となった。1-3 四半期と合わせた 2017 年通年の米ドルベースの輸出は 3,144 億米ドル、前年同期比 + 12.14%となる見込み。サービス貿易を加え、物価要因を控除した 2017 年の輸出の実質成長率は + 6.63%（2.61%ポイント上方修正）となる見通し。

(2) 2018 年の展望については、IHS グローバルインサイトは世界経済の成長率が + 3.2%と予測しており、国際通貨基金（IMF）は世界の貿易量が + 4.0%と、2 年連続して世界経済の成長率を上回ると予測しており、加えて車用電子、IoT、人工知能及び高速演算など新興応用技術への需要増加により、輸出の成長が持続するものの、昨年の基準値が高かったため増加幅が緩やかとなることから、2018 年の米ドルベースの輸出（税関ベース）は 3,285 億米ドル、前年比 + 4.51%、また、輸入は 2,725 億米ドル、同 + 5.47%となる見通し。商品及びサービス貿易を加え、物価要因を控除した 2018 年の実質輸出成長率は + 2.63%、同輸入成長率は + 3.47%となる見通し。

2. 民間消費

(1) 国内労働市場の改善、及び、株式市場の活況は、民間消費の維持にプラスとなることから、2017 年の民間消費の実質成長率は + 2.14%（0.25%ポイントの上方修正）となる見通し。

(2) 2018 年を展望すると、国内の景気が徐々に回復することに伴い、基本賃金及び軍人・教師・公務員の賃上げが消費を押し上げるものの、少子化及び高齢化などの構造問題が成長力を抑制することから、2018 年の民間消費の成長率は + 2.08%となる見通し。

3. 固定投資

(1) 民間投資については、建設投資に回復の兆しが表れ、航空業者による飛行機などの運輸工具投資が持続的に拡大している一方、国内半導体業者の資本支出が基準値の高さによって限定的な成長となることから、2017 年の民間投資の実質成長率は + 0.09%（1.61%ポイントの下方修正）となる見込み。公共投資を加え、物価要因を控除した 2017 年の固定投資の実質成長率は + 0.92%（1.21%ポイント下方修正）となる見込み。

(2) 2018 年を展望すると、航空業者の資本支出が緩やかとなるものの、半導体業者が優位性のある製造工程を国内に引き続き投資し、関連するサプライチェーン業者の投資拡大をもたらす見込み。また、政府は積極的に投資にかかる障害を排除し、将来を見据えたインフラ建設計画を推進し、投資環境の改善、各項目のイノベーション産業発展計画の実施などが民間投資の活力を高めることから、2018 年の民間投資の実質成長率は + 2.83%となる見込みである。

り、また、公共投資を加え、物価要因を控除した2018年の固定投資の実質成長率は+3.78%となる見通しである。

4. 物価

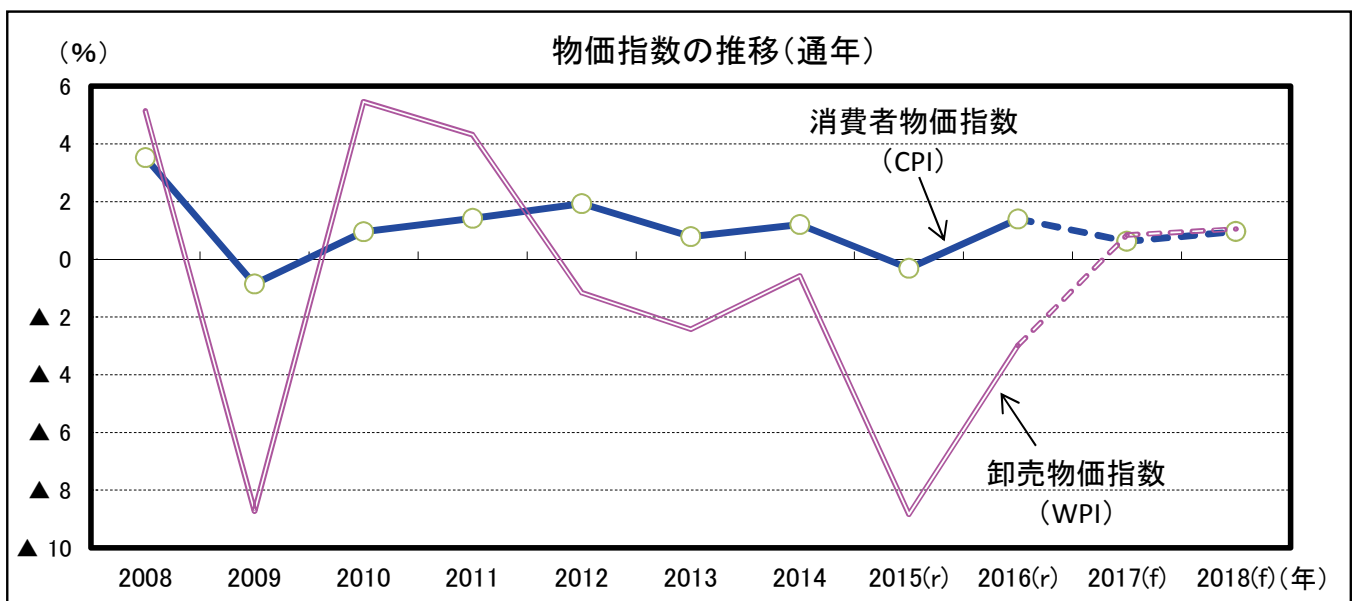
- (1) 国際機関の予測を参考に、2017年第4四半期のOPECバスケット原油価格を1バレル=56.3米ドル(8月の予測値から7.2米ドルの上方修正)、2017通年では1バレル=51.7米ドル(2.1米ドルの上方修正)と設定する。2018年は1バレル=53.8米ドル(3.5米ドルの上方修正)と設定する。
- (2) 足下で国際原油価格が上昇し、世界景気の回復に伴って他の農工原材料価格の上昇をもたらすことから、2017年の卸売物価指数(WPI)は+0.84%となる見込み(0.64%ポイントの上方修正)。2018年は経済の持続的な拡大、農工商品価格の上昇を受けて、WPIは+1.05%となる見込み(0.30%ポイントの上方修正)。
- (3) 消費者物価(CPI)は、国際原油価格の上昇によって燃料費が上昇するものの、天候の安定が食物類価格の上昇を抑制することから、2017年は+0.62%

(0.04%ポイントの下方修正)となり、また、2018年は国際原油価格の緩やかな上昇により+0.96%(0.09%ポイントの上方修正)となる見通し。

- 5、以上を総合すると、2017年通年の経済成長率は+2.58%となり、8月時点の予測値から0.47%ポイントの上方修正となる。また、CPIは+0.62%となる見込み。2018年の経済成長率は+2.29%となり、CPIは+0.96%となる見通しである。

(三) 主な不確定要因

1. 国内の投資環境を改善し、政府のイノベーション産業発展政策、及び、将来を見据えたインフラ建設計画などの政策の推進及び実施効果。
2. 米国の金融政策の正常化、及び、税制改革の推進が、経済成長、及び、国際金融市場に及ぼす影響。
3. 国際原材料価格及び為替相場の動向
4. 中国大陸の経済構造の調整、一帯一路政策の台湾への影響。
5. 朝鮮半島、中東など地政学リスクが世界経済に及ぼす影響。



重要経済指標

行政院主計総処 2017年11月24日発表

	経済成長率(実質GDP)(%)			一人当たりGDP		一人当たりGNP		消費者物 価上昇率 (%)	卸売物価 上昇率 (%)	名目GDP (百万台湾元)
	前年同期比	前期比 (年率換算)	前期比	台幣元	米ドル	台幣元	米ドル			
2004年	6.51	—	—	514,405	15,388	530,835	15,879	1.61	7.03	11,649,645
2005年	5.42	—	—	532,001	16,532	544,798	16,930	2.30	0.61	12,092,254
2006年	5.62	—	—	553,851	17,026	567,508	17,446	0.60	5.63	12,640,803
2007年	6.52	—	—	585,016	17,814	599,536	18,256	1.80	6.47	13,407,062
2008年	0.70	—	—	571,838	18,131	585,519	18,564	3.52	5.14	13,150,950
2009年	▲ 1.57	—	—	561,636	16,988	579,574	17,531	▲ 0.86	▲ 8.73	12,961,656
2010年	10.63	—	—	610,140	19,278	628,706	19,864	0.96	5.46	14,119,213
2011年	3.80	—	—	617,078	20,939	633,822	21,507	1.42	4.32	14,312,200
2012年	2.06	—	—	631,142	21,308	650,660	21,967	1.93	▲ 1.16	14,686,917
2013年	2.20	—	—	652,429	21,916	670,585	22,526	0.79	▲ 2.43	15,230,739
2014年	4.02	—	—	688,434	22,668	708,540	23,330	1.20	▲ 0.57	16,111,867
2015年(r)	0.81	—	—	714,774	22,400	737,393	23,109	▲ 0.31	▲ 8.84	16,770,671
第1季(r)	3.99	2.59	0.64	179,093	5,669	186,870	5,915	▲ 0.59	▲ 8.51	4,198,578
第2季(r)	0.71	▲ 5.36	▲ 1.37	173,410	5,595	177,018	5,712	▲ 0.70	▲ 9.41	4,067,791
第3季(r)	▲ 0.64	▲ 0.42	▲ 0.10	179,581	5,575	185,008	5,743	▲ 0.26	▲ 9.47	4,214,264
第4季(r)	▲ 0.54	0.11	0.03	182,690	5,561	188,497	5,739	0.33	▲ 7.99	4,290,038
2016年(r)	1.41	—	—	729,381	22,561	751,934	23,258	1.40	▲ 2.99	17,152,093
第1季(r)	▲ 0.30	3.22	0.79	181,412	5,435	189,090	5,666	1.75	▲ 4.99	4,263,178
第2季(r)	1.01	1.82	0.45	176,524	5,437	181,211	5,582	1.34	▲ 3.27	4,149,761
第3季(r)	2.04	3.95	0.97	182,663	5,752	188,109	5,925	0.71	▲ 3.42	4,296,127
第4季(r)	2.77	2.61	0.65	188,782	5,937	193,524	6,085	1.78	▲ 0.14	4,443,027
2017年(f)	2.58	—	—	739,052	24,269	756,969	24,857	0.62	0.84	17,408,956
第1季(r)	2.64	1.43	0.36	182,542	5,870	188,521	6,062	0.78	2.30	4,297,549
第2季(r)	2.28	1.48	0.37	176,757	5,839	181,107	5,983	0.56	▲ 0.70	4,162,465
第3季(p)	3.10	6.84	1.67	187,506	6,192	190,907	6,305	0.75	0.82	4,416,692
第4季(f)	2.30	0.11	0.03	192,247	6,368	196,434	6,507	0.41	0.91	4,532,250
2018年(f)	2.29	—	—	757,581	25,119	774,032	25,665	0.96	1.05	17,881,772
第1季(f)	2.28	0.63	0.16	186,621	6,188	192,652	6,388	1.00	▲ 1.04	4,402,054
第2季(f)	2.49	2.53	0.63	182,206	6,041	184,708	6,124	1.14	1.78	4,299,725
第3季(f)	2.10	4.70	1.16	191,961	6,365	195,728	6,490	1.11	1.71	4,531,743
第4季(f)	2.27	1.95	0.48	196,793	6,525	200,944	6,663	0.57	1.79	4,648,250

r: 修正値、p: 速報値、f: 予測値

GDPの各構成項目の寄与度（対前年同期比）

	GDP	国内需要						国内資本形成						国外需要					
		民間消費		政府消費		固定資本形成		民間投資		公営事業投資		政府投資		輸出		輸入			
		成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度		
2006	5.62	1.36	1.79	1.01	▲ 0.63	▲ 0.10	1.52	0.37	4.57	0.84	▲ 7.73	▲ 0.14	▲ 8.00	▲ 0.33	4.26	11.38	6.90	4.66	2.63
2007	6.52	1.38	2.42	1.33	2.20	0.32	1.14	0.28	1.88	0.35	2.20	0.03	▲ 2.80	▲ 0.11	5.14	10.45	6.87	2.89	1.73
2008	0.70	▲ 2.44	▲ 1.69	▲ 0.91	1.54	0.22	▲ 11.13	▲ 2.66	▲ 14.15	▲ 2.64	▲ 1.96	▲ 0.03	0.44	0.02	2.94	0.55	0.39	▲ 4.11	▲ 2.55
2009	▲ 1.57	▲ 4.51	▲ 0.01	0.01	3.22	0.49	▲ 8.81	▲ 2.04	▲ 15.32	▲ 2.66	2.37	0.04	14.07	0.58	2.68	▲ 8.42	▲ 5.91	▲ 13.22	▲ 8.59
2010	10.63	10.29	3.76	2.08	1.05	0.17	19.31	4.12	27.63	4.13	7.49	0.13	▲ 2.92	▲ 0.13	1.07	25.67	15.50	28.06	14.44
2011	3.80	0.57	3.12	1.65	1.95	0.29	▲ 1.15	▲ 0.27	1.20	0.21	▲ 13.44	▲ 0.24	▲ 5.78	▲ 0.24	3.27	4.20	2.98	▲ 0.46	▲ 0.29
2012	2.06	0.63	1.82	0.99	2.16	0.33	▲ 2.61	▲ 0.61	▲ 0.35	▲ 0.06	▲ 7.42	▲ 0.11	▲ 10.95	▲ 0.44	1.47	0.41	0.30	▲ 1.76	▲ 1.18
2013	2.20	2.03	1.88	1.28	▲ 0.79	▲ 0.12	5.30	1.18	7.09	1.24	2.99	0.04	▲ 2.79	▲ 0.10	0.32	3.50	2.46	3.46	2.14
2014	4.02	3.71	3.37	1.86	3.66	0.54	2.05	0.46	3.58	0.63	4.96	0.07	▲ 7.52	▲ 0.24	0.65	5.86	4.07	5.67	3.42
2015(r)	0.81	1.91	2.63	1.40	▲ 0.10	▲ 0.02	1.64	0.36	3.02	0.53	▲ 7.00	▲ 0.09	▲ 2.74	▲ 0.08	▲ 0.91	▲ 0.37	▲ 0.26	1.00	0.65
2016(r)	3.99	1.49	3.43	1.90	▲ 2.81	▲ 0.40	▲ 0.24	▲ 0.05	1.66	0.31	▲ 28.57	▲ 0.30	▲ 2.75	▲ 0.06	2.64	6.12	4.18	2.59	1.54
I (r)	0.71	3.64	3.25	1.95	0.96	0.14	0.89	0.20	▲ 0.05	▲ 0.01	22.11	0.23	▲ 0.88	▲ 0.02	▲ 2.55	▲ 1.26	▲ 0.88	2.79	1.66
II (r)	▲ 0.64	0.92	1.11	0.59	0.30	0.04	3.65	0.79	6.02	1.06	▲ 5.59	▲ 0.06	▲ 7.53	▲ 0.21	▲ 1.46	▲ 2.97	▲ 2.09	▲ 1.00	▲ 0.62
III (r)	▲ 0.54	1.65	2.40	1.25	0.89	0.13	2.12	0.45	4.53	0.71	▲ 11.90	▲ 0.25	▲ 0.40	▲ 0.02	▲ 2.01	▲ 2.60	▲ 1.87	0.20	0.14
IV (r)	1.41	2.23	1.94	1.21	3.72	0.52	2.27	0.47	2.77	0.48	▲ 3.60	▲ 0.04	1.24	0.03	▲ 0.53	1.93	1.24	3.46	1.77
2017(f)	▲ 0.30	2.05	2.74	1.42	6.67	0.90	▲ 0.09	0.00	0.50	0.04	▲ 4.09	0.00	▲ 4.13	▲ 0.04	▲ 2.09	▲ 4.15	▲ 2.70	▲ 1.21	▲ 0.60
I (r)	1.01	1.00	0.84	0.87	2.29	0.32	0.14	0.02	1.58	0.26	▲ 3.92	▲ 0.05	▲ 7.27	▲ 0.19	0.18	0.04	0.05	▲ 0.01	▲ 0.13
II (r)	2.04	2.79	2.42	1.44	3.73	0.52	3.42	0.70	4.17	0.72	▲ 7.27	▲ 0.06	1.77	0.05	▲ 0.38	3.48	2.26	5.11	2.64
III (p)	2.77	3.05	2.67	1.11	2.56	0.35	5.32	1.11	4.82	0.86	▲ 1.00	▲ 0.05	10.12	0.30	0.10	7.87	5.06	9.59	4.96
IV (f)	2.58	1.20	2.14	1.13	▲ 0.45	▲ 0.06	0.92	0.19	0.09	0.02	3.43	0.04	5.03	0.13	1.53	6.63	4.17	5.21	2.64
2018(f)	2.64	2.19	1.94	1.00	▲ 4.83	▲ 0.68	4.82	0.97	3.89	0.69	18.34	0.12	8.04	0.16	0.69	7.34	4.49	7.64	3.80
I (f)	2.28	1.87	2.05	1.09	0.84	0.12	0.80	0.17	0.26	0.04	▲ 7.49	▲ 0.08	8.73	0.21	0.63	5.08	3.16	5.01	2.53
II (f)	3.10	▲ 0.82	2.69	1.40	0.83	0.12	▲ 3.65	▲ 0.80	▲ 5.18	▲ 0.92	▲ 3.28	▲ 0.03	6.04	0.15	3.82	11.70	7.35	6.94	3.53
III (f)	2.30	1.62	2.02	1.02	0.96	0.15	2.23	0.47	1.99	0.32	8.74	0.14	0.61	0.01	0.90	2.74	1.72	1.66	0.82
IV (f)	2.29	2.74	2.08	1.10	0.71	0.10	3.78	0.78	2.83	0.48	3.80	0.04	9.84	0.26	▲ 0.11	2.63	1.71	3.47	1.82

(出所)行政院主計総局 2017年11月24日発表
(注)r:修正値、p:速報値、f:予測値

2017年第3四半期の国際収支統計

2017年11月20日 台湾中央銀行発表

◆概要

2017年第3四半期の国際収支は、経常収支が205.1億米ドルの黒字、金融収支は純資産が1693億米ドルの増加、中央銀行準備資産が393億米ドルの増加となった。

◆内訳

(1) 経常収支

2017年第3四半期の経常収支は、前年同期比427億米ドル増加の+263%となった。

- ① 貿易収支は229.0億米ドルの黒字となり、前年同期比58.9億米ドルの増加となった。輸出は、世界経済の回復や半導体への需要の強さを受けて、前年同期比140.2億米ドルの増加となった。他方、輸入については、輸出に連動する品への需要の強さと国際的な原材料価格の上昇を受けて、前年同期比81.3億米ドルの増加となった。
- ② サービス収支は36.5億米ドルの赤字となり、前年同期比で1.2億米ドルの赤字の減少となったが、これは主に貨物取扱業務の収益の増加が寄与している。
- ③ 主要所得収支（投資に伴う所得収支）は25.3億米ドルの黒字となり、前年同期比13.8億米ドルの黒字減少となった。これは主に、非居住者向けの株式配当の支払増によるものである。
- ④ 二次的所得収支は12.7億米ドルの赤字となり、前年同期比で3.5億米ドルの赤字増加となった。これは主に非居住者に対する贈与移転の増加によるものである。

(2) 金融収支

2017年第3四半期の金融収支は、1693億米ドルの純資産の増加となった。

- ① 直接投資の純資産は、19.6億米ドルの増加となった。このうち、居住者による対外直接投資は30.8億米ドルの増加となり、外資による対内直接投資は11.2億米ドルの増加となった。
- ② 証券投資の純資産は332.7億米ドルの増加となった。このうち、居住者による対外証券投資は229.7億米ドルの増加となったが、これは主に保険会社による海外の債務証券への投資増によるものである。非居住者による対内証券投資は103.1億米ドルの減少となり、これは主に外国投資家による台湾株保有の減少によるものである。
- ③ 金融派生商品の純資産は11.9億米ドルの減少となり、これは主に銀行以外の金融機関が金融派生商品の処分利益を受け取ったことによるものである。
- ④ その他投資の純資産は171.1億米ドルの減少となった。これは主に海外支店からの銀行借入によるものである。

◆2017年第1-3四半期の国際収支概況

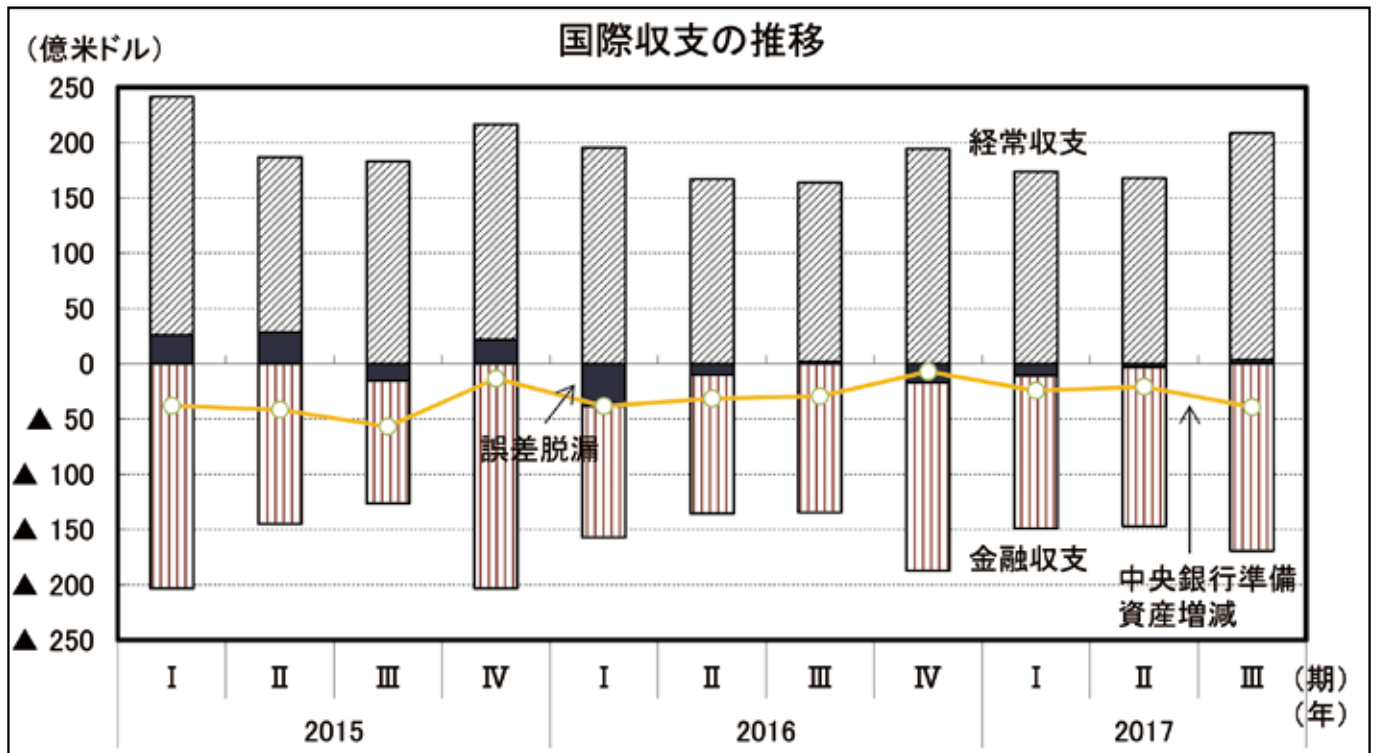
2017年第1-3四半期の累計では、経常収支は546.4億米ドルの黒字、金融収支純資産は451.6億米ドルの増加、中央銀行の準備資産は84.5億米ドルの増加となった。

国際収支の推移

(単位:億米ドル)

	2014	2015(r)	2016(r)				2017							
			I	II	III(r)	IV(r)	I(r)	II(r)	III(r)	IV(r)	I(r)	II(r)	II(p)	
経常収支	618.3	751.5	215.6	158.3	183.0	194.6	719.1	195.5	167.0	162.4	194.3	173.4	167.9	205.1
貿易収支	601.9	728.2	189.1	171.9	184.3	182.8	703.8	171.6	171.1	170.1	191.1	165.9	174.3	229.0
輸出	3,789.6	3,368.8	830.4	854.6	847.9	835.9	3,100.2	713.1	762.3	776.0	848.7	786.8	847.7	916.2
輸入(▲)	3,187.7	2,640.6	641.3	682.7	663.6	653.1	2,396.3	541.6	591.2	606.0	657.6	620.9	673.4	687.2
サービス収支	▲ 100.3	▲ 101.3	▲ 21.8	▲ 27.2	▲ 31.0	▲ 21.3	▲ 110.0	▲ 23.1	▲ 27.7	▲ 37.7	▲ 21.5	▲ 26.4	▲ 28.5	▲ 36.5
主要所得収支	144.6	158.5	55.5	25.5	37.8	39.8	156.7	52.4	32.4	39.1	32.8	43.8	32.6	25.3
二次的所得収支	▲ 27.9	▲ 33.8	▲ 7.3	▲ 11.9	▲ 8.0	▲ 6.7	▲ 31.4	▲ 5.5	▲ 8.8	▲ 9.1	▲ 8.0	▲ 9.9	▲ 10.6	▲ 12.7
資本収支(▲)	0.1	0.1	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0
金融収支(▲)	518.4	662.1	203.3	145.0	110.6	203.2	548.8	118.6	125.4	134.5	170.3	138.5	143.8	169.3
直接投資(▲)	98.8	123.2	18.4	42.3	33.4	29.1	86.7	21.0	28.4	42.1	▲ 4.6	17.2	33.2	19.6
証券投資(▲)	440.4	572.0	94.8	102.5	225.8	148.9	788.2	171.2	153.0	218.0	246.0	261.2	47.1	332.7
デリバティブ(▲)	▲ 5.5	11.8	13.3	1.7	11.9	▲ 15.1	▲ 22.3	▲ 12.6	▲ 6.9	▲ 1.2	▲ 1.6	▲ 9.3	▲ 1.1	▲ 11.9
その他(▲)	▲ 15.4	▲ 44.9	76.8	▲ 1.5	▲ 160.5	40.3	▲ 303.9	▲ 60.9	▲ 49.1	▲ 124.4	▲ 69.5	▲ 130.5	64.6	▲ 171.1
誤差脱漏(▲)	30.3	60.7	25.8	28.4	▲ 15.6	22.0	▲ 63.6	▲ 38.5	▲ 10.1	1.6	▲ 16.9	▲ 10.6	▲ 3.2	3.4
中銀準備資産変動(▲)	130.2	150.1	38.1	41.7	56.9	13.4	106.6	38.5	31.5	29.5	7.2	24.3	20.8	39.3

(出所)2017.11.20 中央銀行発表 r:修正値 p:速報値



第二期馬英九政権下の日台関係の展開： 日台民間漁業取決めを中心に

石原忠浩(台湾・政治大学日本研究プログラム 助理教授)
(元(財)交流協会台北事務所専門調査員)



本文は馬英九政権時代の日台関係の回顧編第二弾として、「日台民間漁業取決め」の締結と意義について整理する。今取決めは、第一期馬英九政権下で形成、確立した実務交流の協力と強化を最も体现する結果となった。

一、はじめに

5月号では馬英九政権期の日台関係の回顧の第一弾として、実務交流メカニズムの形成とそのメカニズムを通じた交流枠組みの中で日台関係が、政権当初の摩擦と躓きから、台湾側から、実務関係を中心に日台関係の協力と強化を望む構想が提出され、双方が、短中期的な日台実務交流と協力の強化の方向性を位置づけることとなった「2010年覚書」を締結後、スムーズな流れができたと指摘した。2011年3月の東日本大震災は東北地方を中心に未曾有の災害をもたらしたが、同地震に対して台湾官民が日本に向けた支援に日本側は感動し、その後は日本からのお礼などエール交換が続いた。その後も日台間で台風、地震等で自然災害が起こるたびに双方が支援しあう流れができ、国民間の友情もさらに増進することとなった。その後は、「投資取決め」、「航空便の自由化」など各種の取決め、覚書が締結されていった。

交流メカニズムが軌道に乗る過程で、第二期馬英九政権の日台関係における最大の成果ともいえる「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」(略称「日台民間漁業取決め」)が締結された。本稿では、若干趣向を変え日台関係という枠組にとどまらず、「領土問題」を含む複雑な利害関係を有する周辺国と進めてきた「漁業協定」の脈絡の中で日台漁業取決めを論じてみたい。

特にここでは、周辺国との間における「領土」の取り扱い、漁業交渉の経緯、2012年以降の展開に留意し、①なぜ日台間の取決めが2013年に締結されたのか。②締結を促した背景に何があったのか。③日台双方が実際にとった手段はいかなるものであったかに留意して検討する。

二、国連海洋法条約と周辺国との漁業協定

1. 国連海洋法条約の締結と批准

日台間の漁業取決めは2013年に締結されたが、その際にしばしば言及されるのが、「1996年に第1回目の交渉を始めて17年目にしてようやく締結された日台漁業取決めは・・・」という文言である。言い換えるなら、なぜ1996年に交渉が開始されたのかという疑問にいきつく。実際のところ、日本政府は、「領土問題」を有している周辺国のロシア、韓国、中国との間でも同時期に新たな漁業協定を締結するための交渉を開始し、いずれも数年以内に交渉を終えている。その背景には、海の憲法とも称される「海洋法に関する国連条約(以下、「国連海洋法条約」)」が、1960年の第二次国連海洋法会議、1973-82年の第三次国連海洋法会議の交渉を経て1982年に採択、1994年に発効し、日本政府も1996年6月に批准したことと関係がある。

同条約は外務省によると「領海、接続水域、排他的経済水域(以下、EEZ)、大陸棚、公海、深

海底等の海洋に関する諸問題について包括的に規律しており、海洋に関する安定的な法的秩序の確立に資するものである」と指摘し、「世界の主要な海洋国家である我が国にとって、条約は、我が国の海洋権益を確保し、海洋に係る活動を円滑に行うための礎となる」としており、海洋国家を標榜する日本が同条約の規範に基づいた海洋政策を展開、実施することが前提となっている。その脈絡の下、以下では20世紀末にロシア、韓国、中国と締結した漁業協定について整理していく。

2. 日露間の北方四島海域の漁業協定

北方の隣国であるロシアとの間にはソ連時代の1978年に締結された「日ソ漁業協力協定」(1985年に改定)、1984年に締結された「日ソ地先沖合協定」などがあるが、本文では、ロシアが実効支配する北方四島の海域における日本漁船の操業に関する取り決めで1998年に締結された「北方四島周辺水域操業枠組協定」(正式名称「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」)について論じる。

ソ連崩壊後の1992年に旧島民を中心とした日本人と北方四島に居住するロシア人との間にビザなし交流が開始されたが、その交流が促進する流れの中でロシアの地方政府側から、根室市側に北方四島周辺における日本漁船の操業をよびかける打診があり、1995年3月から日露両政府は四島周辺海域での操業に関し、13回の交渉を行い、同漁業協定は1998年2月にモスクワで締結された。

同協定の主な内容は、北方四島を実効支配しているロシアが、四島周辺での日本漁船の操業を認めた政府間協定である。同協定は日ロ双方が主張する北方四島の領有権問題を回避するために、同6条で「相互の関係における諸問題について、いずれの政府の立場や見解を害するものとみなしてはならない」と明記されている。

第4条で両政府は、相互に合意する時期に、原則として毎年1回、この協定の実施に関連する諸問題につき協議を行っており、最近では毎年モスクワで開催している。最新の動向では同会議は2017年11月に開催され、ほっけ、たこ、スケトウダラなどの年間漁獲量、各魚類の漁期、操業隻数などのほか、日本側がロシア側に支払う「資源保護協力金」と機材供与についての取り決めがなされている。なお、ここ数年の日本側のロシアに対する支払金額は漁業者が「資源保護協力金」として2,130万円、財団法人の北海道水産会が「機材供与」として2,110万円をロシア側に支払っている。

本協定は、分かりやすく言えば、ロシアが実効支配する北方領土周辺の海域で、日本側が主権問題における立場を損なうことなく「漁業協力金」を支払うことで操業しているということになる。この「領土問題」が存在する海域での「入漁料」方式は、後述する日韓、日中、日台協議ではとられていない。

図1 北方四島安全操業交渉操業水域図



資料元：根室市役所、平成28年度版 水産ねむろ
[http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/dcitynd.nsf/image/d80855bc57edaaae492580f30005517f/\\$FILE/014_①北方四島安全操業交渉.pdf](http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/dcitynd.nsf/image/d80855bc57edaaae492580f30005517f/$FILE/014_①北方四島安全操業交渉.pdf)

3. 日韓漁業協定

戦後の日韓関係は、1965年6月に日韓基本条約が締結され、国家間の関係が正常化した。同日に日韓漁業協定も締結され、同年12月に同協定は発効した。協定締結時には日本漁船団が周辺海

域では優勢を誇っていたが、韓国漁船の能力向上に加え、中国漁船の韓国周辺海域への出没など環境の変化が生じ、トラブルも増えていった。1996年には、日韓両国とも国連海洋法条約の締結国となり、両国とも EEZ を設定し、新たな漁業協定が必要とする声が高まり、1996年5月には新協定を締結するための政府間交渉が開始した。

EEZ 画定問題や日韓両国が領有権を主張する竹島問題などで交渉は難航したが、竹島を含む日本海及び済州島南部水域には暫定水域を設けることで双方は歩み寄り、1998年11月28日に日韓漁業協定が署名され、翌1999年1月22日に発効した。双方の主張が重なる相手国の EEZ における操業条件についても同年2月には合意した。

図2 日韓漁業協定関係図



資料元：水産庁、日韓漁業協定関係図
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/pdf/150112-04.pdf>

同協定によると双方が主張する EEZ における操業は、日本の EEZ 内での韓国漁船の操業は日本側が条件を定め、日本の許可を受けて操業することとなり、違法操業の取り締まりなどは日本の法令に従い日本が行うこととなった。(日本漁船が韓国の EEZ 内で操業する場合も同様の決まり。)日本側からすると、数量的劣勢にある日本漁船が韓国内の EEZ で操業することは少ないこともあり、長年の間、日本の沿岸部での韓国漁船の乱獲に悩まされていたことから、日本側は歓迎

しているとされている。

また両国が領有権を主張する竹島を含む日本海海域と済州島南部海域は、「領土問題」と「漁業問題」を切り離し、暫定水域(共同利用水域)とすることで、両国の漁船は自国の関係法令に従って操業し、相手国漁船の操業に対して自国の関係法令を行使しないとしている。しかしながら、これらの漁場では韓国漁船が仕掛けた漁具が多く、日本漁船が安心して操業できる状況にはないとの苦情がなされているほか、韓国が実行支配している竹島周辺の海域では、韓国の公船により付近を航行する日本漁船に対する威嚇行為を行う事案が確認されているとの報告がされている。

また EEZ における両国の漁船の操業に関しては、同協定の第12条に基づき「日韓漁業共同委員会」が設置され、毎年1回、両国で交互に開催し、EEZ 及び暫定水域での操業条件や資源保護問題等を協議している。最近の動向では2016年6月に第17回日韓漁業共同委員会が開催されたが、双方で EEZ 内での操業条件が折り合わず交渉は決裂しており、2017年11月現在、日韓双方の EEZ で、双方の漁船が操業できない状況が続くなど、他の周辺国との関係と比べて事態は深刻である。

4. 日中漁業協定

戦後の日本では、食糧不足を補う、動物性たんぱく質の供給源として水産物に期待がかかり、日本漁船は近海の東シナ海、日本海などを重要な漁場とし、中国沿岸部まで押しかけ操業したことで両国間の紛糾が始まった。日本漁船は、朝鮮戦争が勃発した1950年から1954年までの間に約200隻が拿捕され、延べ1900名以上が拘束され、両国間に漁業秩序の確立が必要となっていた。

国交正常化前の日中間では1955年に民間漁業協定が締結され、その後も1963年と65年に別途、民間協定が締結されたが、興味深いのは、現在日台間で取決めがなされている北緯27度以南の水

域について、日中双方の往復書簡の中で中国側からは「台湾との軍事作戦を考慮して、当該水域で日本漁船に漁撈しないように呼びかける」等の記録が残っている。また、その時点で、尖閣諸島の領有権問題に関して全く触れられていない。この事実、中国が当時、尖閣諸島の領有権問題を意識していなかったことの証左と言える。日中共同声明により関係が正常化した日中両国は、1975年に政府間の漁業協定を締結したが、当該協定でも協定水域の範囲は北緯27度以北に限定された。

中国政府が改革開放政策を推進するようになると中国漁業は農村部の余剰労働力を吸収し、政府も近代化を支援したことで急速に発展し、1989年に中国の漁獲量は世界一となっていた。1996年に日中両国がともに国連海洋法条約を批准し、EEZを定めるなど国内法を整備したことで、両国間にも新たな漁業協定の締結が必要となっていた。

日中両国の新漁業協定の交渉は、両国が国連海洋法条約を批准する直前の1996年4月に交渉を開始したが、ここでも東シナ海のEEZ、大陸棚境界画定問題、尖閣諸島問題などで紛糾したが、双方は実務的対応をして「領土問題」には触れず、境界画定問題と漁業問題を切り離す方向で合意し、1997年11月に日中新漁業協定は締結され、2000年6月に同協定は発効した。

新漁業協定の範囲は日中両国のEEZ全域とされた。新協定において、日中両国の漁船は相手国のEEZでは、相互入会いの許可制とし、関係法令に基づき操業するとしている。操業の細則については、相互利益の原則に立ち、新漁業協定に基づき設置された「日中漁業共同委員会」によって決定されるとされた。同委員会は毎年最低1回、日中交互に開催しており、最新動向では、2016年11月に第17回日中漁業共同委員会が開催され、2016年漁期の日本のEEZにおける中国漁船の操業条件、東シナ海の資源の保護の推進等について協議し合意されている。

東シナ海は、日中両国だけでなく、韓国、台湾もEEZを主張し、境界が未画定であることから、「暫定措置水域」と「中間水域」を設けている(図3参照)。

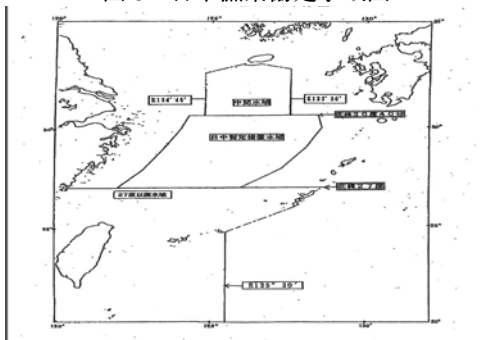
日中両国は新協定締結時に北緯30度40分と北緯27度の間、日中双方の基線から52海里の外側の海域にあたる東シナ海の中央部分に「暫定措置水域」を設定した。当該水域での操業は、毎年開催される日中漁業共同委員会における決定に従って操業している。また、新協定では、EEZ以北(北緯30度40分以上)の水域は、日中両国に加え韓国もEEZを設定するなど、日中間では操業条件につき合意することができぬまま、1999年1月に先に日韓漁業協定が発効したことにより、日中間でも当該水域の取り決めを求められ、2000年2月に日中閣僚級協議が開催され、「暫定措置水域」の以北部分の海域を「中間水域」とし、日中両国は当該水域で相互に許可なく操業できるとする大臣書簡が2000年2月26日に交換され現在に至っている。

なお、北緯27度以南の尖閣諸島を含む水域に対しては、日中漁業協定での取決めの適用水域に含まれておらず、当時の小渕外相と中国側代表との往復書簡で「(北緯27度以南)水域における海洋生物資源の維持が過度な開発によって脅かされないことを確保するため協力関係にあることを前提として、中国国民に対して、当該水域において、漁業に関する自国の関係法令を適用しないと意向を有している」とし、中国側も同様の意向を示したとされている。この両国の合意により、中国漁船の尖閣諸島周辺のEEZでは中国漁船は日本の関連法令の適用を受けずに操業できている。その一方で、尖閣諸島周辺の領海内での操業は違法とみなされ、取り締まりの対象となっている。

外務省は、2016年8月に中国政府の公船と漁船が大挙して尖閣諸島海域に押し寄せ、一部の船籍が日本領海に侵入した事案を紹介している。こ

ここでは、中国公船に関しては領海への侵入件数だけでなく、その外側の接続水域内への侵入確認隻数も記してあるが、漁船に関しては領海侵入した隻数だけが紹介されていることから、中国漁船は領海外のEEZであれば、操業が可能であることを示しているが、公船に関しては、無害通航でない限り、日本国内の関係法令による適用がなされることを示している。

図3 日中漁業協定水域図



資料元：水産庁、日中漁業協定水域図、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/attach/pdf/160804-1.pdf>

日中間では、2010年9月の尖閣諸島海域における中国漁船による海保巡視船衝突事件、2012年の日本政府による尖閣諸島の三島購入以降、中国公船による尖閣諸島周辺海域での活動が常態化し、日中間の懸念案件になっている。漁業関係に関しても、越境操業、違法操業などの諸問題は依然として残り、大陸棚やEEZの境界も解決のめどは立っておらず不安定な要素は未だに残されている。しかしながら、日中漁業共同委員会を、毎年着実に開催することで、相互理解の促進のほか、資源管理や安全操業など漁業事務に関する協力と交流が深まっているのも事実である。更に、懸案の東シナ海問題を念頭に日中間においては、2012年から漁業問題も含めた幅広い海洋問題について協議する「日中高級事務レベル海洋協議」が立ち上がり、2012年から開催され、すでに2017年6月の第7回協議まで行われている。同協議は海洋問題の重要な協議メカニズムとして、相互信頼を醸成し、交流と協力を強化することにより、喫緊の課題と

しては危機管理メカニズムの構築などを目標としている。EEZ、大陸棚の境界画定問題、共同資源開発問題など日中間には未解決の問題が多々存在し、これらは経済権益だけではなく、「主権」や外交安保問題にまで関係することもあり、問題解決への道筋を作るのは容易ではないが、東シナ海を「平和・協力・友好の海」に推進していくには不可欠なものであり、双方にも自制が求められる。

国連海洋法条約を日本政府が1996年に批准する前後から、日本政府は周辺国と新たな漁業協定を相次いで締結した。ロシア、韓国、中国の3国との間ではいずれも「領土問題」を抱えているが、いずれの国との関係においても日本と相手側の基本的立場を毀損しない形で処理し、双方の漁業利益確保を優先する姿勢で協定を締結した。

ロシアとの北方領土の海域では「有償」の形で操業を行っている。中国、韓国との間では境界未画定の海域を「暫定水域」という方法で、最終的な解決のための交渉を継続しながらも、双方の漁業権益に配慮する形で実務的な処理がされている。

三、日台漁業取決め署名までの展開

国連海洋法条約の批准後、日本は周辺国と新たな漁業協定を締結したが、台湾に対しても同時期に協議を開始していた。しかしながら、日台漁業取決めが締結されたのは他の周辺国より遅れること10数年後の2013年となった。今節では、日台間の漁業取決めの協議プロセスを回顧する。なお、日台間には正式な国交がないため、交渉窓口は依然として交流協会と亜東関係協会（いずれも当時の名称）という「非政府機関」の間の協議であり、締結された漁業協定の名称も「協定」ではなく「取決め」となっている。（台湾では「協議」が使用されている。）

1. 馬英九政権前の台湾側の取り組み

戦後初期の日本と中華民国政府との間では、国

共内戦が激化した1948 - 49年にかけて日本漁船が多数拿捕される事案が増えたことから、1951年のサンフランシスコ平和条約締結後に、非公式な接触が始まり、1952年に締結した日華平和条約の第九条には、「日本国及び中華民国は、公海における漁獲の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする」旨定められた。そのような脈絡の中で、同平和条約の締結後、「日華漁業合作」推進の下に漁業交渉が行われたが、協定締結には至らず、1972年の断交後の日台関係においても「取決め」のような新秩序形成はされず、本格的な日台漁業協議は、他の周辺国と同様に1990年代に各国が国連海洋法条約を批准し、海洋秩序の変革期まで待つことになった。

国連海洋法条約の非締約国の台湾は、国内法で1998年1月に「領海及び接続水域法」（領海及鄰接區法）、「排他的經濟水域及び大陸棚法」（專屬經濟海域及大陸礁層法）を制定、公布し、翌年2月には領海基線、領海、接続水域の範囲を公示した。2003年11月には海域の境界線として、「排他的經濟海域暫定執法線」（專屬經濟海域暫定執法線）を引くなど新秩序に対応していった。

日台漁業協議は、交流協会と亜東関係協会間の枠組みの下に、1996年8月に第1回会合が開催され、表1が示すように2001年11月の第11回会合までは平均して年に二回ほど開催されていたが、2005年7月に第15回会合が開催されて以後は、2009年2月の第16回会合まで3年間全く開催されず、更には、2009年以降は2013年4月の日台漁業取決めが締結された、第17回会合の開催まで4年以上の時間を要することになった。

表1：日台漁業会合の開催時間と開催場所

協議	時間	場所	協議	時間	場所
第1回	1996.8.3	台北	第12回	2003.3.27-28	台北
第2回	1996.10.4	東京	第13回	2003.6.26-27	東京
第3回	1997.12.17	台北	第14回	2004.9.20-21	台北
第4回	1998.11.4	東京	第15回予備会合	2005.7.12	東京

第5回	1999.4.30	台北	第15回	2005.7.29	東京
第6回	2000.6.27-28	東京	第16回予備会合1	2005.10.20-21	台北
第7回	2000.7.21-22	台北	第16回予備会合2	2006.1.24	東京
第8回	2000.8.14-15	東京	第16回	2009.2.26-27	台北
第9回	2000.8.24-25	台北	第17回予備会合1	2012.11.30	東京
第10回	2000.9.21-22	東京	第17回予備会合2	2013.3.13	東京
第11回	2001.8.28-29	東京	第17回	2013.4.10	台北

資料元：朱中博、台日漁業談判歷程及其對釣魚島局勢的影響、http://www.ciis.org.cn/chinese/2014-02/24/content_6690987.htm

陳水扁政権では、政権初期には精力的に、年に複数回の協議が開催されたこともあったが、最後の会合が開催されたのは2005年7月であり、当時の台湾外交部のプレスリリースから当時の雰囲気垣間見える。7月29日に発出されたプレスリリースでは、「謝長廷行政院長の指示に基づき、主権と領土を堅持するという最低ラインを守り、会合に臨んだ」との文言がある。実際の交渉では、EEZでの無害通航権についての応酬がなされたとしている。同文書で、外交部は第15回会合の成果として①ワーキンググループの設置につき日本側の原則同意を得た②漁業関係者間の交流と対話の促進に合意した③第16回会合を2016年3月に台北で開催し、ワーキンググループも3か月に一度程度の頻度で行う④無害通航権、排他的經濟海域における自由航行などの議題につき意見交換することに合意したと4項目を挙げていたが、具体的な成果は乏しかった。その後も、同年10月と翌年1月に二度にわたる予備会合を開催し、2006年3月を目途に第16回会合の開催の目標が謳われたが、その後は何らかの理由で陳水扁政権下で日台漁業会合は開催されることはなく、次の会合は政権交代後の2009年まで待つこととなった。

2. 馬政権下での展開：尖閣諸島「国有化」まで

馬政権発足後から1ヶ月と経たぬうちに尖閣諸島海域で発生した「聯合号」事件は、一時的に日台間の緊張を高めたが、その際に台湾側から、尖閣諸島の領有権に関する交渉と長らく中断していた漁業協議の再開を求める声明が出され、台湾側

では漁業問題解決への期待が高まっていった。

2008年9月に、馬総統が日台関係を「特別パートナーシップ」と位置づけ、対日関係の重視を強調し、具体的な優先課題として「主権問題を棚上げした上で、漁業問題の解決に取り組む」ことを取り上げた。日本側は、台湾側の呼びかけに直接応じなかったが、翌2009年2月下旬には、約3年半ぶりに台北で第16回日台漁業会合が開催された。台湾側の資料では、会談で領土主権と海域管轄権の立場を堅持しつつも実務的な態度で日台間の漁業紛糾と管理問題について協議し①台日双方が台日関係を重視する立場の確認と平和的解決などで合意②緊急連絡メカニズムの設置に同意③民間交流の強化と促進に同意④漁業協議再開の肯定と継続の合意等を評価した。この外交部の声明からは、直接的な領有権問題への提起は無く、漁業会合においては、領土と漁業問題を切り離す姿勢が垣間見えた。

2010年4月30日に日台間で結ばれた「日台交流の協力と強化の覚書」は、その後の日台実務関係を促進させる重要な文書となったが、漁業問題との関連では、同文書の第四及び第八項で「海上の安全・秩序の維持における日台間の交流及び協力が進むよう努力する」、「農業・漁業の永続的発展の重要性を認識し、農業・漁業の協力と交流の強化に努める」との姿勢が示された。

しかしながら、同年9月に中国漁船が海保巡視船に衝突する事件が起きた際に、台湾当局は、同海域が台湾の主権に関わることを強調したほか、海保による中国人船長の逮捕に対し反駁する形で尖閣諸島の主権防衛を主張する活動家らが尖閣諸島海域で示威活動を行った。その際に海保巡視船が「妨害」する事案が発生したことに対し、台湾当局が（尖閣諸島の領有権は台湾にあるという前提で、台湾の領海内で海保船籍が台湾漁船を妨害することは許されないという立場）日本側に申し入れを行うなどの摩擦が起きた。

2012年4月に、石原東京都知事の尖閣諸島購入計画構想が浮上すると台湾でも活動家らの動きが頻繁に報道されるようになる中、8月中旬に香港の活動家による尖閣諸島上陸と日本官憲による逮捕、右に呼応する形での東京都議らの上陸等の応酬が起こり、日台間でも非難合戦が繰り広げられたが、台湾当局は比較的冷静な対応をしていた。

その一方で馬総統は、日華平和条約発効60周年の8月5日に東シナ海の安全と平和を謳った「東シナ海平和イニシアチブ（東海和平倡議）」を表明し、海洋問題の紛糾を平和的手段による解決することを強調した。この提起は、同月放映されたNHKのインタビューでも繰り返された。馬総統は翌9月7日に基隆沖合の場所に位置する彭佳嶼を、政府高官を伴い視察し、同イニシアチブを推進する具体的な構想として海洋資源の共同開発や日中、日台、中台間の協議について提案した。同提案は、日本の一部有識者は高く評価したが、日本政府は黙殺した。

同年9月の日本政府による尖閣諸島三島の購入に対し、台湾当局は沈斯淳駐日代表の一時帰国を命じるなど厳しい対応を示す一方で、「中国と連携しない」、「漁業問題は実務的な態度で交渉を臨む」と表明するなど硬軟織り交ぜた対応も見せた。9月下旬には台湾漁船、海巡署船籍による尖閣諸島海域の領海侵入と日台公船による放水合戦のほか、台北市、宜蘭市で小規模ながらも対日抗議デモも起こった。しかしながら、同時期に中国大陸で全国規模で発生した反日デモや日系企業に対する略奪や破壊事件は全く発生せず、台湾における抗議活動は整然と極めて平和裏に行われた。台湾在住者の作者も、台湾における反日的な雰囲気には直面することは殆ど無かった。

3. 漁業協議の再開から漁業取決め締結

尖閣諸島国有化の余波で日中間では、正常化40周年の記念式典の多くが延期或いは中止に追

い込まれ、訪日観光客の渡航制限をする動きが広まったが、日台間の民間交流はほとんど影響をうけるどころか、翌10月以降に急展開を見せることになった。

10月5日には玄葉外務大臣が、交流協会を通じて台湾住民へのメッセージを表明した。1972年の日華断交以来、現職の外務大臣として初の試みであった。同メッセージでは、

「日台関係の進展に対する肯定と今後の発展への期待」、「東日本大震災に対する台湾官民の日本に対する支援の感謝」、「日台間の『懸案』が日台関係の大局へ悪影響を与えないことの重要性」、「在台邦人の安全に対する関心と善処の要求及び台湾社会の成熟度の肯定」、「東シナ海平和イニシアチブの一部内容への肯定と台湾当局に対する自制の求め」、「漁業交渉再開に向けた呼びかけ」、「交流協会の日台交流における役割の重要性と関係発展の期待」の内容からなり、長年の台湾との友好関係に対する感謝を強調し、今後の協力関係の強化を強くにじませた内容であった。

台湾側は、同メッセージに対し『聯合報』、『自由時報』が日台の緊張緩和、関係改善へ向けた期待感を強調する報道をしたほか、外交部も理性的な態度による平和的解決を求める台湾側の主張に呼応するものとして、同メッセージを評価したことで、漁業協議再開への期待が高まることになった。

その後、水面下での交渉を経て、11月30日に第17回会合に向けた第1回予備会合が東京で開催された。この会合での議論は原則論の応酬で平行線を辿り、何ら合意はなかったものの、林永楽外交部長が来年春までに正式会合を開催したい等、前向きなコメントをするなど、期待感を示した。しかしながら、当時の日本は野田政権が11月15日に衆議院を解散し、日本の政治は12月中旬の投票に向けて動きだしており、政権再交代が有力視される中で、日本側が具体的な対外政策決定をできる状況にはなく、同準備会合が原則論の

応酬に終始したというのも理解できる。2012年12月の衆議院選挙で自民党は圧勝し、第2次安倍内閣が発足したが、台湾側は安倍総理、麻生副総理ら訪台経験のある「知台派」が要職に就いたことで歓迎、期待する論調が大勢を占めた。

2013年1月24日に尖閣活動家の中華保釣協会関係者が漁船をチャーターし、尖閣諸島海域へ向かい、領海内に侵入する事件が発生したが、馬政権が同関係者の行動を黙認したことで、2月上旬前にも予定されていた第二回予備会合は開催できず、今後の漁業交渉再開への悪影響を懸念する声も出たが、9日間の春節休みが始まる前日の2月8日に外交部は、突如「尖閣諸島の争いについて、中国大陸と協力しない立場」（在釣魚臺列嶼争端，我國不與中國大陸合作之立場）とするプレスリリースを発売した。この声明では、台湾が中国と尖閣諸島問題で協力できない理由として、「双方が主張する法律的根拠の違い」、「中国の海洋問題への非平和的解決の志向」、「中国の言動が台日漁業協議に影響を及ぼしている」など具体的に事例を挙げている。この声明は後に多数の日台関係筋が漁業協議の促進が加速される契機になったと指摘することになった。この声明に関しては、東アジアの平和と安定を臨む米国の強い意向が反映されていたことを指摘する関係筋も多かった。

春節明けの3月13日に第二回予備会合が東京で開催されたが、ここでも具体的な進展がなく、台湾メディアは第三回予備会合が必要になるだろうという見方を報じたほか、林外交部長も「安倍政権の本気度と誠意を感じる」と指摘しながらも近日中にも第三回予備会合が正式会合の前に必要との見方を披露していた。

しかしながら、4月上旬になると一部メディアから「日台漁業問題で大きな突破」という報道が相次ぎ、林部長も「文書作成の段階」にまで踏み込み、協議妥結が近いことを匂わせる発言がでることとなり、4月10日に台湾各紙が第17回協議

の開催の見通しが報じられた同日に日台双方は漁業会合を開催し、「日台漁業取決め」に署名したと発表した。

「日台漁業取決め」の内容については、多くで紹介・解説されているので、詳細は記さないが、日台双方の反応を紹介すると交流協会は、「本取決めにより東シナ海の平和と安定が維持され、友好及び互惠協力が推進され、協定水域における操業秩序の維持により、日台交流が一層促進されることに期待する」と淡々と事実関係を説明したのに対し、台湾側は外交部が、「主権と海洋権益を堅持し、対等互惠原則の上に漁民の操業範囲を拡大した」ことを最大限強調した。また、台湾側が常に主張してきた「主権」に関しては「尖閣諸島周辺海域は、今協定で定めた台湾漁民が操業可能な『適用水域』には含まれていない」と尖閣諸島周辺の12海里は台湾漁船が操業できないことを指摘した上で、「主権を以って漁業権を獲得したようなことはない」と理解を求めた。

台湾側の立場からすると「尖閣諸島の領海での操業権は得られなかったが、主権問題で譲歩することは無く、漁民の操業可能な範囲を約4530平方kmも拡大することができた大勝利である！」ということになる。

日中漁業協定で適用外海域とされた、北緯27度以南の海域の取扱は、日台双方が自らの漁業に関連する法令を相手方に適用しない水域として「法令適用外水域」を設定したほか、漁業実態が複雑で海洋生物資源の保存と利用と操業秩序の維持が求められる水域として「特別協力水域」を定めている。また、今取決めの円滑な運用のために日台漁業委員会を設置し、特別協力水域における操業規則などについて、原則毎年1回開催すると定めている。なお、「領土」等の機微な問題を回避するためには第四条に「双方の権限のある当局の海洋法に関する諸問題についての立場に影響を与えるものとみなしてはならない」と明記し、双

方の領土や暫定執法線に対する立場に変化を与えないことを確認している。

交渉開始から17年目にして合意された背景については、多くの要素が検討されている。

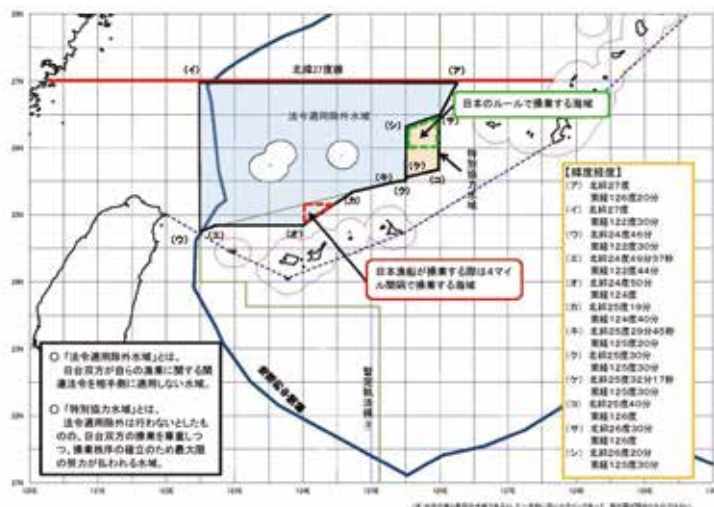
安倍総理自身が同月に開催された参議院予算委員会で「台湾が今年2月に尖閣問題で中国と連携しない立場を表明したことを踏まえて今回の妥結に至った」と説明するなど、中台連携を阻止する「中台分断戦略考慮」のほか、台湾側が「主権」の主張よりも台湾漁民の権益を重視した現実的対応への政策的転換、中国の尖閣諸島問題への更なる関与の排除、当該海域での不確実性を嫌い安定を求める米国の「圧力」への対応などが挙げられている。他には、日本が一方的に譲歩したという観点から、信憑性は無いが、時々議論される「東日本大震災以降の日台国民感情の増進への反応」といったものまでである。

「取決め」締結後の日台漁業関係は、譲歩を強いられた沖縄の漁民関係者から不満が表明され、具体的には沖縄県議会や同県一部の市議会では「取決めの抜本的見直し」などの内容を盛り込んだ意見書が提出されるなどしている。台湾側にも、毎年日台漁業委員会が開催される時期になると、日本側から「取決め破棄要求」等の厳しい見方が伝わると、感情的に反発する漁業関係者もいるが、日台漁業問題の交流と協力のプラットフォームである日台漁業委員会は2013年5月の開催以来、すでに2017年3月まで6回開催されており制度化されたメカニズムとして運用されている。

四、むすびに

本文は、第二期馬英九政権下の日台関係の展開として、2013年4月に署名された日台漁業取決めを中心に採り上げたが、背景理解として、前半部分で1990年代以降の世界の海洋秩序の変化と

図4 日台民間漁業取決め水域図



資料元：外務省、最近の日台関係と台湾情勢、平成 26 年 4 月、外務省中国・モンゴル第一課・第二課、
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/pdfs/kankei.pdf>

いう趨勢の中で周辺国ロシア、韓国、中国との漁業協定締結の過程を回顧した後で、日台漁業取決めのプロセスを考察した。

海洋国家である日本は、中国、ロシア、韓国及び台湾とのいずれの間にも状況は異なるものの領土、EEZ、大陸棚等の問題を有しているが、事実上、懸案問題を棚上げし、漁業利益を優先する形で処理してきた。具体的には、「領土問題には触れない」か、「海洋法に関する諸問題についての立場に影響を与えない」との表現ぶりを盛り込むことで、内外向けに説明ができるよう配慮している。また中国、韓国、台湾との間では、それぞれ「漁業委員会」を立ち上げ、定期的に操業や資源保護に関する問題につき会議を開催し、漁業秩序の確立と資源保護に対する共通認識を深める努力が継続していることが確認できた。

日台漁業取決めに焦点を当ててみると、「何故 2013 年 4 月に締結されたのか？」という疑問については、中国ファクターを踏まえての日台双方の政策調整があったと考えられる。

日本側は自民党政権の再登場と官邸主導による対台湾「現状維持路線」を修正し、沖縄漁民の

反発が必至な中、台湾漁民への操業地域の拡大を認めた一方で、沖縄漁民に対し漁業基金の設置まで行ったことは、東シナ海における中台協力の可能性を弱め、当該海域の問題に中国を介入させないとの強い意志が垣間見える。日台漁業取決め締結後も、当該海域における中国公船の航行状況に大きな変化はないものの、台湾当局及び漁船による大規模な抗議活動や騒擾事件は起こっておらず、今取決めに関する決断はある程度成功していると言えるのかもしれない。

台湾側も、安全保障の面から依存を余儀なくされる米国の意向を踏まえ、一部の対日強硬派に望まれて久しい海洋問題における「兩岸連繫」を明確に拒絶し、尖閣問題の「主権」に関する強硬な主張を暫時取り下げ、漁業問題に集中する方向に舵をとれたのは、総統府主導の政策過程であり、日台漁業取決めの締結を通じて、台湾が当該海域問題における主役の一方であることが確立できたと考える。

最後に、見過ごしてならないのは、日台双方が普遍的価値、民主体制、言論の自由を有している事実である。領土問題、歴史認識問題においては、日台双方にも極端な主張をする勢力が存在し、そのような勢力の言動が日台関係に影響を与え、時には動揺させてきたことも事実である。しかし、双方に存在する民主体制、政府を監督、批判する健全な世論の存在があつてこそ、日台間にたとえ緊張が高まろうとも、国民レベルでの暴力や日台間の衝突を心配する必要が無いことは、台湾に居住する日本人として誇れるものである。

2013 年の日台漁業取決めの締結後、双方は定期的に漁業委員会を開催し、順調に推移しているように見える。馬政権の末期に摩擦が生じた沖ノ鳥島問題を含む懸案の海洋問題も、新政権成立後にできた対話メカニズムを通じて漁業という狭い枠組みにとどまらない WINWIN の海洋協力に向けた双方の取り組みに期待したいところである。

日本台湾交流協会事業月間報告

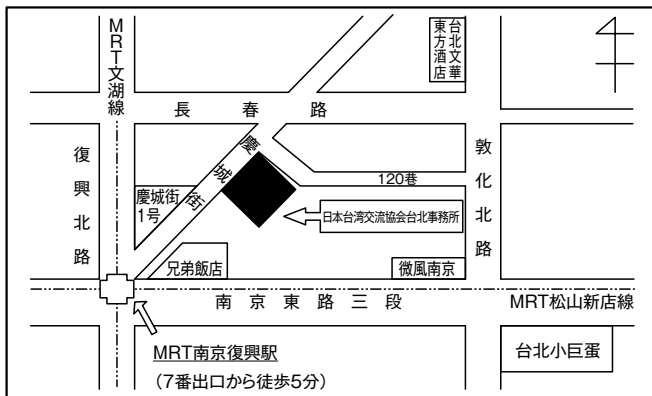
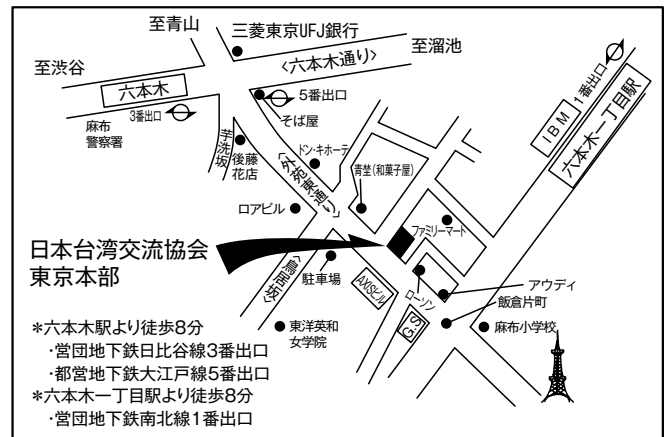
主な日本台湾交流協会事業（11月実施分）

11月	場所	内容	主な出席者（日）	主な出席者（台）
1日	台北市	第15回JCB世界大会前夜祭	JCB 浜川社長, 沼田代表, 堀井主任 (台北) 他	柯文哲・台北市長, 顧立雄・金融監督管理委員会主任委員 他
3日	台南市	中郡所長が台日文化交流会に出席	中郡所長 (高雄) 他2名	李孟諺・台南市長, 郭貞慧・台日友好交流協会理事長 他
3日	仙台市	東北大学における国立交通大学リゾンオフィス開設式	里見進・東北大学総長, 滝澤博胤・同大学工学部長, 柿澤総務部長 (本部) 他	張懋中・国立交通大学校長, 陳俊勳・同大学副校長, 林世英・駐日台北経済文化代表事務所教育部長 他
4日	台北市	本間正義先生講演会 (淡江大学・台日文化経済協会・当協会共催)	本間正義・東京大学名誉教授, 塩澤主任, 高橋専門調査員 (台北) 他	黄天麟・台日文化経済協会会長, 任耀庭・淡江大学日本政経研究所所長 他
6日	高雄市	高雄ソフトウェア園区の智蔵集団本部が建設したI RIDE体験センターの開幕式出席	中郡所長 (高雄) 他2名	黄仲銘・智蔵資訊董事長, 陳菊・高雄市長 他
8日	台中市	領事出張サービス	水田主任 (台北)	
9日	高雄市	台湾国際漁業展及び台湾国際農業週の開幕式出席 (於: 高雄展覽館)	重義行・大日本水産会専務理事, 川端勲・長崎県漁業協同組合連合会代表理事会長, 中郡所長 (高雄) 他2名	劉世忠・中華民国対外貿易発展協会副董事長, 李退之・行政院農業委員会副主任委員, 頼國星・經濟部国際貿易局高雄弁事処長 他
10日-11日	台北市	現代日本研究学会年会・国際シンポジウム (協力事業)	本間正義・東京大学名誉教授, 白鳥浩・法政大学教授, 西海副代表 (台北) 他	林文程・当代日本研究学会会長, 田弘茂・同顧問, 郭育仁・同事務局局長 他
11日	台北市	日本語パートナーズ・カウンターパート合同研修	日本語パートナーズ10名, 塩澤主任, 白田調整員 (台北) 他	カウンターパート高校日本語教師15名
11日	高雄市	平成29年度台湾南部地区日本人物故者慰霊祭参列 (於: 高雄市日本人公墓)	万年・台湾日本人会高雄支部長, 高橋友幸・高雄日本人学校校長, 森田・台湾協会理事長, 坂本・台湾日本人会理事長, 藤田・同総幹事, 養田・本門佛立宗第5宗務支庁長及び関係者, 中郡所長 (高雄) 他	許銘春・高雄市副市長, 張乃千・同民生局長, 尹立・同文化局長 他
11日	高雄市	世界手漉き紙文化振興会の展覧会の開幕式に出席 (於: 高雄市文化中心)	大多和・世界手漉き紙文化振興会会長, 秋山同会東海支部長, 原田歴鄭・書道家, 小口昭宣・写真家, 北村克紀・日本航高雄事務所所長, 宮崎佛三・駐台北静岡県事務所所長, 中郡所長 (高雄)	許朝欽・屏東县政府文化処博物美術科科长, 陳立民・国立高雄師範大学教授兼系主任, 黄登隆・高雄市摄影学会理事長, 吳成光・中国摄影学会理事長, 陳主文・同摄影学会秘書長
13日	台北市	日本人物故者慰霊祭出席	沼田代表 (台北) 他4名	
13日	台中市	日本人物故者慰霊祭出席	西海副代表, 小林主任 (台北)	
15日	新竹市	領事出張サービス	水田主任 (台北)	
16日	東京都	第18回日台フォーラム (アジア太平洋フォーラム主催)	門間理良・防衛研究所中国研究室長, 伊藤信吾・みずほ総研中国室長, 柿澤総務部長 (本部) 他	頼怡忠・两岸遠景基金会執行長, 張建一・台湾経済研究院研究二所長, 郭仲熙・駐日副代表 他
16日	台北市	台湾寄席 (文化ホール貸与事業)	柳亭市弥, 一龍斎貞弥 他	
16日	台南市	領事出張サービス (於: 内政部移民署台南市第一服務站)	鈴木主任 (高雄) 他1名	
16日	台北市	栃木県益子町主催益子焼展示会 (公邸)		
18日	台北市	国際交流基金研修参加者報告会	塩澤主任, 藤島専門家 (台北)	黄静儀・中国文化大学講師 他
17日	東京都	製品安全覚書関連第一回実務者会合	舟町専務理事 (本部) 他	周立・駐日台北経済文化代表事務所経済部長 他

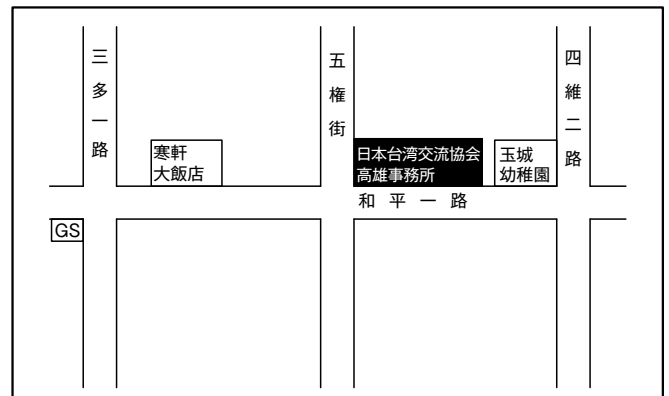
17日	台南市	中郡所長が2017年国際シンポジウム(主催:当協会高雄事務所,南台科技大学,協力:日本企業経営学会)に出席	片上洋・日本企業経営学会理事長,原口俊道・日本東亜経済国際学会会長,堀田友三郎・東海学園大学名誉教授,梅田勝利・九州共立大学教授,中郡所長(高雄),他	盧燈茂・南台科技大学代理校長,黄大夫・南台科技大学人文社会学院院長,鄧美華・南台科技大学応用日本語学科主任,他
19日	屏東県	2017年バシー海峡戦没者慰霊祭(第一部)に参列(於:屏東県恒春鎮猫鼻頭・潮音寺)	渡邊・バシー海峡戦没者慰霊祭実行委員長,高橋・台北市日本工商会常務理事,吉田・住職(佐賀県小城市),根井・台湾協会顧問,森田・台湾協会理事長,遺族,中郡所長(高雄)他	鐘佐榮・潮音寺管理委員会委員長他
20日	台北市	「日本の絵本の歴史」講演会	安曇野ちひろ美術館・竹迫館長,松方氏,塩澤主任(台北)他	
21日-22日	東京都	第42回日台貿易経済会議	大橋会長,谷崎理事長,舟町専務,横田副代表(台北)他	邱義仁・台湾日本関係協会,謝長廷・駐日代表 他
23日	台北市	台北日本人学校第4回学校運営委員会出席	谷川主任(台北)	
23日	台北市	劉金標氏叙勲伝達式	沼田代表,西海副代表(台北)他	劉金標・GIANT創設者
24日	高雄市	第5回高雄大学東亜語文学科,人文社会学院国際シンポジウム(主催:当協会高雄事務所,高雄大学東亜語文学科)に出席	鈴木光太郎・新潟大学大学院現代社会文化研究科長,先田進・新潟大学名誉教授,中郡所長(高雄),他	頼錦雀・東呉大学日本語文学科教授・前外国語学院院长,王學亮・高雄大学学長,陳志文・高雄大学人文社会学院院长,李京保・東亜語文学科長,他
25日	台北市	日本画講座	後藤美術館館長,西野主任(台北)他	
25日	新北市	台湾日語教育学会国際シンポジウム(後援名義事業)	塩澤主任,藤島専門家(台北)他	曾秋桂・台湾日語教育学会理事長他
25日	高雄市	高雄日本人学校未来つ子フェスタ	高橋友幸・高雄日本人学校校長他	
25日	高雄市	中郡所長が2017年高雄第一科技大学応用日本語教学研究国際学術シンポジウム(主催:第一科技大学応用日本語学科,後援助成:当協会)に出席	細谷行輝・大阪大学教授,今井新悟・筑波大学教授,中島清明・高雄第一科技大学応用日本語学科長,中郡所長(高雄)他	李嘉紘・第一科技大学教務長,葉淑華・第一科技大学外語学院院长,林淑丹・文藻外語大学日本語文学科長,他
26日	東京都	日本中華聯合總會懇親会	谷崎理事長	謝長廷・駐日代表 他
26日	高雄市	後藤純男美術館,陳敬川先生文教基金会,当協会高雄事務所三者共催による日本画講座出席	行定俊文・後純男夫美術館館長,小野寿樹・同美術館営業部長,中郡所長(高雄)	一般市民
26日	台北市	全国大学生スピーチコンテスト(台湾日本研究学会主催・当所後援名義事業)	塩澤主任,矢崎専門家(台北)他	許水徳・台湾日本研究学会理事長,何瑞藤同会長 他
26日	台南市	台南市主催ジャパンデー「日本日」出席	台南市進出日系企業関係者約120名,中郡所長,山下次長(高雄)他2名	李孟諺・台南市長,郭貞慧・台日友好交流協会理事長 他
26日-12月1日	福島県, 東京都	三立テレビ記者招聘	柿澤総務部長,古跡副長,山崎副長(本部) 他	柯皓寧・記者,曾建勲・カメラマン
27日	台北市	「日本文化中心」オープニングセレモニー	沼田代表,西海副代表(台北)他	邱義仁・台湾日本関係協会会長,頼浩敏・前司法院長,丁曉青・文化部長政務次長 他
27	東京都	短期奨学金書面審査委員会(於:本部)	松田副長(本部)	
27日-12月4日	東京都	修士・博士論文執筆のための訪日経費助成・採用者来日	柿澤総務部長,森田専門調査員(本部)	
28日	東京都	東亜経済人会議結団式	谷崎理事長	
28日	台北市	日台産業協力架け橋プロジェクト	石田貿易経済部次長(本部),横田副代表(台北),九州ニュービジネス協議会・佐藤副会長	中華民國三三企業交流会・林蒼生顧問
29日	名古屋市	日台パートナーシップ強化セミナー	石田貿易経済部次長(本部),JETRO名古屋・服部係長,林志鴻・台湾貿易センター大阪事務所長	
30日	神戸市	日台パートナーシップ強化セミナー	石田次長貿易経済部次長(本部),JETRO神戸・荒畑所長	林志鴻・台湾貿易センター大阪事務所長
30日	東京都	鉄道産業交流会合	国土交通省鉄道局技術審議官他,角田副長(本部)	交通部高速鉄路工程局・胡湘麟局長 他

平成 29 年 12 月 25 日 発 行
 編集・発行人 舟町仁志
 発行所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木 3 丁目 16 番 33 号
 青葉六本木ビル 7 階
 公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部
 電話 (03) 5573-2600
 F A X (03) 5573-2601
 U R L <http://www.koryu.or.jp>

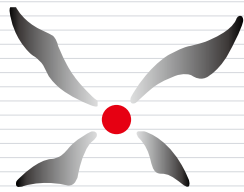
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印刷所：株式会社 白樺写真工芸



台北事務所 台北市慶城街 28 號 通泰大樓
 Tong Tai Plaza., 28 Ching Cheng st., Taipei
 電話 (886) 2-2713-8000
 F A X (886) 2-2713-8787
 URL http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路 87 号
 南和和平大樓 9 F
 9F, 87 Hopping 1st Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電話 (886) 7-771-4008 (代)
 F A X (886) 2-771-2734
 URL http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/Top



公益財団法人

日本台湾交流協会

Japan-Taiwan Exchange Association

